

[様式 1~8] 自己点検・評価報告書

昭和学院短期大学

自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	3
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	3
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	4
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	14
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	15
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	30
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	31
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	38
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	38
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	43
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	47
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	50
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	55
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	55
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	57
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	58
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	60

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]****<区分 基準 I -A-1 の現状>**

建学の精神は、創立者伊藤友作が掲げた「明敏謙讓」である。「明敏」とは活力をもって未来を拓くこと、「謙讓」とは英知をもって社会に生きることと解釈されている。本学は、この建学の精神をもとに、教育の目的を定め、学則第 1 条に「『明敏謙讓』の教育理念のもと、職業または實際生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人として教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。」と明記している。

すなわち、十分な専門性と確かな人間性を獲得して、卒業後も職業人又は社会人として、自ら主体性をもって将来の目標に向かって努力し、また、他者を尊重して調和を重んじ、社会情勢に対応して活躍できる人材の養成を意図している。ここに建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

教育基本法第六条の「公の性質」と私立学校法第一条の目的によって私学の公共性が規定されている。本学は学校法人昭和学院を設置し、その寄附行為において法的な公共性を担保している。

また、伊藤友作は昭和学院創立にあたって「これからの時代は女子も職業をもって、男女が力を合わせて日本をつくっていかなければならない。」と女性にも高等教育の必要性を説き、現在の「男女共同参画時代」を 80 年以上も前に理想として掲げている。

その後、男子にも門戸を広げ、社会人や障害を持つ人も学ぶことができる体制を整え、また経済的に修学が困難な学生には奨学金を手当てするなど、多様な学生に広く教育を提供している。

建学の精神「明敏謙讓」は、創立者伊藤友作直筆の書を額に納めて、大学の玄関に掲げている他、伊藤記念ホールの緞帳に織り込まれ、創立記念館の庭石にも刻まれている。また、学生が集まる場所（体育館、学生ホール、学生センター棟、附属図書館、附属栄養科学研究所）にも建学の精神を掲示して、日常的に学生や教職員、受験生、訪問者の目に触れるようにしている。さらに、学生に配付している「Campus Guide」の冒頭にも建学の精神と本学が育てる人間像について掲載している。

建学の精神「明敏謙讓」は、ホームページ、学校案内、学生募集要項に明記し、学外に向けて発信している。伊藤記念ホール 1 階展示室に学院の歴史的な資料を保存し、建学の精神を理解できるよう展示し、これまでに発行した記念誌でも述べている。学長は、本学の入学式、卒業式、創立記念式典の式辞や講話等で必ず建学の精神について触れている。オリエンテーションにおいても、教職員が新入生を対象に、「建学の精神と目指す人間像」について詳しく説明している。また、学生も卒業式の答辞や送辞、新入生歓迎の言葉で、建学の精神について述べている。全ての学校行事や教育活動に建学の精神は反映され、体育祭や学園祭等の行事は、学生たちの自主的な活動を通して様々な能力を培い、目指す人間像に近づくための活動と意義づけている。このように建学の精神は学生や教職員等学内において共有

されている。また年度末に実施する学生生活満足度調査の中で、毎年建学の精神の認知度・学生自身への教育効果についても調査して確認をしている。

建学の精神「明敏謙讓」の解釈は時代とともに変化している。現在の建学の精神の解釈は、平成17年度に男女共学制を導入した時に見直された。その後毎年、自己点検・評価委員会が主体となって、建学の精神及びその解釈を検討している。また、毎年度4月の教授会で、社会の持続的発展に向け、「明敏謙讓」及びその解釈は適切か、次年度の方針として適切であるかを確認している。

現在の日本は、少子高齢化やグローバル化に加え、AIやロボット、ビッグデータ等の新しい技術が生活の中に入ってきている。また、夏の猛暑や豪雨など気候変動の影響も懸念される。さらに、国境のボーダレス化によって多様な人々と協働する姿勢も求められる。これら多くの課題を抱える社会を生きていくためには、前向きな姿勢で日々努力して目標に挑み、他者を尊重して共存共栄を図る、すなわち、「活力をもって未来を拓き、英知をもって社会に生きる」人材の育成が重要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

「建学の精神と目指す人間像」については、オリエンテーションやキャリア教育の中で、各教職員が様々な角度から具体的な説明を加えており、学生が正しく理解して自己研鑽を積めるような導入指導は整ってきたと思われる。

今後は次のステップとして、個々の学生が個性豊かに、自分の言葉で建学の精神に基づく将来の目標とキャリアプランを語れるように、学びの質を高めていく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

建学の精神に基づく教育改革を推し進め、文部科学省の教育改革支援事業である「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1に連続11年、タイプ3は連続5年の選定となった。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神に基づき学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『明敏謙讓』の教育理念のもと、職業または实际生活に必要な専門的学術技芸を授けるとともに、良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。」と定めている。この目的を達成するために学則第4条に示すとおり、2学科2専攻を設け、各学科・専攻の教育目的を学則第5条に次のとおり定めている。

(学科の教育研究上の目的)

第5条 各学科・専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

人間生活学科では、人間尊重の立場から人間生活を総合的に捉えることの出来る人間の育成を目的とする。

- 一 人間生活学科キャリア創造専攻では、キャリア設計を主体的に創造することができ、ビジネス社会に対応できる人材の育成をめざす。
- 二 人間生活学科こども発達専攻では、人間の心身の発達について理解し、他者と関わ

る能力を身につけた保育者の育成をめざす。

2 ヘルスケア栄養学科では、人の健康を食と栄養の面から支援・指導できる能力を持ち、健康増進・予防医療・福祉に貢献する人材の育成を目的とする。

このように、本学では、2学科2専攻のそれぞれで専門的な学びを展開し、社会人としての教養を身につけた、専門性の高い職業で活躍できる人材を育成することを教育目的としている。これに沿ってそれぞれの教育目標を以下のとおり定めている。

教育目標

人間生活学科

教養科目、基礎科目、専門科目における高いレベルでバランスのとれた能力（知識・理解・技能・表現）と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲（思考・判断・関心・意欲・態度）とを自ら育み備える。

<キャリア創造専攻>

1. 自身の将来に向けて目的意識を持ち、キャリア設計を主体的に創造することができる力を備える。
2. 消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につける。

<こども発達専攻>

1. 人間に関わる理論を学ぶことで、精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、問題解決へ向けての応用能力を身につける。
2. こどもたちの個性や可能性を大切にして、人格形成にかかわる適切な指導や援助のできる保育力及び人の気持ちへの受容・共感・支持の態度を身につける。

ヘルスケア栄養学科

1. 豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につける。
2. 専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・技能を身につける。

各学科の教育目的・目標は、昭和学院短期大学のホームページで公開している。新入生に対しては、オリエンテーション時に各学科・専攻の教育目的・目標を十分に説明し、理解を図った上で履修登録を指導している。

学科または専攻課程の教育目的・目標の達成状況については、教育目的・教育目標を具体的に示した「学修成果自己評価」表を用いて、学生が学期ごとに自己の学修成果を評価し、教員の評価と自己評価を比較して達成状況の把握・評価に努めている。なお、比較検討されたデータは学修成果評価結果（自己評価を含む）としてホームページに公開されている。

本学は、卒業生の就職先企業、実習先などから、本学に期待する教育に関する意見を聴取している。また、平成28年度より前年度の「自己点検・評価報告書」等の外部評価を京葉瓦斯（株）に依頼している。さらに令和3年度より千葉県立市川昂高等学校学校長、昭和学院高等学校学校長に外部評価委員を依頼し、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか意見を求め、その結果を教授会で報告し点検している。

以上のとおり、自己点検・評価の実施と併せて、地域社会の要請に込える人材養成を行うことができているかについて、アセスメント・ポリシーに基づき恒常的に点検する仕組みを整えている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、学則第1条において、建学の精神に基づき、短期大学の教育目的を「職業及び実生活に必要な専門性と豊かな人間性を備えて社会に貢献する人材の育成」と定めている。この教育目的を実現するために必要な学修成果を、建学の精神の解釈に基づいて定められた教育理念の内容を踏まえ、具体的に「社会人基礎スキル」「専門的知識・技術」「思考力」「コミュニケーション力」「実践力」「向上心・責任感」の6項目として設定している。

本学の学修成果は、高校で獲得した「学力の3要素」を基礎としつつ、これを発展・深化させ、卒業時に備えるべき能力として位置付けられている。すなわち、本学の学修成果は、「卒業認定・学位授与の方針」そのものであると言える。

各学科・専攻の教育目的は、学則第5条に明記されており、具体的な目標も設定されている。上記で示した短期大学全体の学修成果は、すべての学科・専攻に共通する項目であり、各学科・専攻の目的・目標に基づいて、さらに詳細な学修成果が設定されている。

学修成果評価指標と到達目標

【短期大学】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーを身につけている
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術を身につけている
思考力	知識・技術を活用して問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	知識・技術を活用し、実践のための応用力がある
向上心・責任感	自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

【人間生活学科キャリア創造専攻】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	生活者・社会人としてグローバル社会の中でも通用する教養やマナーを身につけている
専門的知識・技術	生活を科学的に観察し理解することができ、目指すビジネス社会に対応した知識・技術を身につけている
思考力	専門的知識・技術を活用して、問題解決のためのプロセスについて筋道を立てて考え、表現できる
コミュニケーション力	グループ学習や実験実習等において他者と

昭和学院短期大学

	かかわることで他者を尊重し協力して問題解決ができる
実践力	専門的知識や技術を家庭生活や社会生活の中で活用できる
向上心・責任感	ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して責任ある行動をとることができる

【人間生活学科こども発達専攻】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	社会人としての教養・マナーを身につけ、自己理解の上で自己表現ができ、保育現場の発展に役立つことができる
専門的知識・技術	専門分野における基本的な知識・技術を身につけ、こどもたちの個性や可能性を大切にできる
思考力	人間が精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、知識・技術を活用して、子育てや子育ての問題解決のためのプロセスを考えることができる
コミュニケーション力	こどもの心身の発達理解を下に、子どもや保護者の気持ちを理解し、他者を尊重し、協力して問題解決ができる
実践力	保育場面において、具体的な保育の構想計画を立てることができ、知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	保育者としての役割や保育・教育理念を理解し、自分自身を高める学習や行動、責任感ある行動を実践できる

【ヘルスケア栄養学科】

評価指標	到達目標
社会人基礎スキル	栄養士・社会人として必要な教養・マナーを身につけている
専門的知識・技術	食・栄養分野における基本的な知識・技術を身につけている
思考力	筋道を立てて物事を考え表現できることや知識を活用して問題解決に向けて計画・準備できる
コミュニケーション力	問題解決に向けて協力して行動できる
実践力	栄養士としての専門知識・技術を活用し、実践できる
向上心・責任感	栄養士の社会的役割を理解し、責任ある行動を

	身についている
--	---------

各学科・専攻においては、学修成果カリキュラムマップを作成し、教職員への周知徹底を図っている。非常勤講師に対しても、シラバス作成依頼時や4月の非常勤講師の会、あるいは書面を通じて、学修成果について説明し、理解を深めてもらっている。学生に対しては、4月のオリエンテーションにおいて、学科長・専攻長から学修成果について説明を行っている。また、本学のホームページの「公表情報」内に学修成果を掲載し、学外に向けても表明している。

学校教育法第108条に定められているとおり、本学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する」ことを目的としている。具体的には、ファッション、フード、エアライン、医療事務、ブライダル、保育士、教員、栄養士など、多岐にわたる専門分野において、職業に必要な能力を養成している。学生が学修成果を適切に獲得できているかについては、「学修成果実施の指針と実施要項」および「アセスメント・ポリシー」に基づいた検証を行っている。卒業認定者数、就職率、各種資格取得率、および仕事に役立つ新たな技術・専門知識の習得状況などを継続的に確認することで、学修成果の定期的な点検に繋げている。

【区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針について、建学の精神、教育理念、短期大学の目的、各学科・専攻の教育目的を実現するための方針と関連付けて一体的に定めている。

すなわち、建学の精神を基に、「社会人基礎スキル」「専門的知識・技術」「思考力」「コミュニケーション力」「実践力」「向上心・責任感」を卒業時に備えるべき能力（学修成果）であると定義し、卒業認定・学位授与の方針においては、それぞれにどのような学修成果が求められるのかを学科・専攻ごとに具体化している。

三つの方針の策定にあたっては、教育改革委員会及び学科・専攻会議において、本学及び学科・専攻のそれぞれの教育目的と社会から求められる人材の要件を検証し、学修成果を明確にして、学科・専攻会議で原案を策定する。それを教授会で審議した後決定している。

各学科・専攻の三つの方針のうち卒業認定・学位授与の方針は、入学後のオリエンテーション時に Campus Guide を配付し学生に周知しているほか、ホームページでも公表している。また、入学者受入れの方針については募集要項に、卒業認定・学位授与の方針は Campus Guide に明記している。

卒業認定・学位授与の方針を以下に示す。

人間生活学科

教養科目、基礎科目、専門科目における高いレベルでバランスのとれた能力と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲とを自ら育み備えている。

昭和学院短期大学

<キャリア創造専攻>

1. 自らのキャリアを設計し、時代の変化に即応できる力を備えている（社会人基礎スキル、思考力）
2. 消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につけている（専門的知識・技術、コミュニケーション力、実践力、向上心・責任感）

<こども発達専攻>

1. 人間に関わる理論を学ぶことで、精神的、身体的に健康に生きることへの問題意識を持ち、問題解決へ向けての応用能力を身につけている（社会人基礎スキル、思考力、コミュニケーション力）
2. こどもたちの個性や可能性を大切に、人格形成にかかわる適切な指導や援助のできる保育力および人の気持ちへの受容・共感・支持の態度を身につけている（専門的知識・技術、実践力、向上心・責任感）

ヘルスケア栄養学科

1. 豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につけている（社会人基礎スキル、向上心・責任感）
2. 専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・技能を身につけている（専門的知識・技術、思考力、コミュニケーション力、実践力）

本学の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学修成果に対応している。本学では建学の精神に基づいて上記の卒業認定・学位授与の方針を掲げ、各学科・専攻の所定の教育課程を修め、学修成果に示した資質と能力を持つ者に短期大学士の学位を授与している。

人間生活学科の卒業認定・学位授与の方針は、「教養科目、基礎科目、専門科目における高いレベルでバランスのとれた能力（知識・理解・技能・表現）と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲（思考・判断・関心・意欲・態度）とを自らはぐくみ備えている」であり、目指す人材育成のために、教養・基礎・専門に分けてバランスのとれた履修を卒業要件としている。

ヘルスケア栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、「教養科目、専門基礎科目、専門科目において豊かな人間性と健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢（理解・関心・意欲・態度）と人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な知識・技能（知識・技術・判断・思考）を身につける」であり、目指す人材育成のために、講義、演習、実習をバランスよく配置し、その履修を卒業要件としている。

令和元年度には自己点検・評価委員会にて「質の高い教育を保障するメカニズム」を策定し、卒業認定・学位授与の方針に掲げる学修成果を達成するための様々な取り組みを行っている。

卒業認定・学位授与の方針に基づく学位授与の要件について、修業年限、卒業単位、履修単位等の詳細な規程、成績評価の基準等を、学則ならびに規程において、下記のとおり明確に示している。

卒業要件は、学則第 35 条に明記されている。卒業要件は、人間生活学科キャリア創造専攻は、教養科目 9 単位以上、基礎科目 8 単位、専門科目 40 単位以上、総計で 62 単位以上である。人間生活学科こども発達専攻は、教養科目 10 単位以上、基礎科目 4 単位以上、専

門科目 44 単位以上、なおかつ総計で 66 単位以上である。ヘルスケア栄養学科は、教養科目 8 単位以上、専門基礎科目 6 単位、専門科目 44 単位以上、なおかつ総計で 66 単位以上である。これは令和元年度のカリキュラム委員会において、有効な学修成果の獲得に向けて令和 2 年度の卒業要件及び専門科目を見直したものである。

一方、資格取得の要件については学則第 26 条及び第 38 条に明示している。

成績評価の基準については、学則第 31 条に明記し、アセスメント・ポリシーに基づき、それぞれの科目の担当教員による評価基準がシラバスに明記され、ルーブリック評価法を取り入れている。

卒業認定は、学則第 36 条に基づき卒業認定教授会において 2 年以上在籍した学生一人一人の卒業要件を確認し、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業認定を行っている。また、学則第 37 条に基づいて、卒業が認定された者に短期大学士の学位を授与している。本学の卒業認定・学位授与の方針は、学則第 1 条の本学の目的に基づいている。そこには、「良き社会人としての教養を高め、真に平和を愛好し、人類の文化及び健康福祉の向上に寄与する有為な人材を養成する」とあり、社会的・国際的な通用性を持っている。本学は就職率が毎年ほぼ 100% であり、本学の卒業認定・学位授与の方針に基づく学修成果が社会で広く認められていることの証左であると考えている。

グローバル化の進展に伴い、学位の専攻分野の名称を国際的通用性のあるものにすることが求められている。本学の学位の英文表記は人間生活学科が「Associate degree of HumanLife」、ヘルスケア栄養学科「Associate degree of Health Care Nutrition」である。いずれも多くで使われている英語表記である。

本学では、卒業認定・学位授与の方針における人材育成、身につけるべき能力について定期的に点検している。学科会議・専攻会議によって中央教育審議会答申・ガイドラインならびに各種法令・通知を基に、学内各種規程の点検を行うとともに、各委員会からの情報、社会情勢や各業界の動向、実習先、就職先からの意見聴取を通して行い、変更のあった場合は教授会で承認を得て決定している。平成 28 年度には卒業認定・学位授与の方針と学修成果の評価指標の関係をさらにわかりやすくするため、卒業認定・学位授与の方針に該当する評価指標を検討し、修正を加えた。令和 2 年度には人間生活学科キャリア創造専攻において卒業要件単位数を引き下げ、人間生活学科こども発達専攻及びヘルスケア栄養学科においては専門科目の卒業要件単位数を引き下げ、学修成果をさらに効果的なものとするよう努めた。また在学中の進路の変更に対応しやすいものとした。卒業認定・学位授与の方針に該当する学修成果評価指標は、平成 28 年度に修正した内容を継続した。さらに、令和 5 年度に到達目標の一部を適切な表現に修正した。

学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針に掲げた能力の育成を目指して教育課程編成・実施の方針を設定している。教育課程編成・実施の方針を以下に示す。

人間生活学科

人間生活学科の教育課程として、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるための「教養科目」、生活者として必要な本学科の基幹となる学問領域としての「基礎科目」、専攻の教育目的を達成するための「専門科目」を配し、より良い生活の実現を目指す総合力を養う

<キャリア創造専攻>

1. 自己にあった学びを体系的にできるよう配慮し、ビジネスに必要な専門知識を身につけ

させる

2. アクティブ・ラーニングによる学びを取り入れ、社会で求められるコミュニケーション力や問題解決力に加えて、クリエイティブな力を身につけさせる

＜こども発達専攻＞

1. 精神の発達、心身の発達、身体の発達に応じた科目をバランスよく配置して、個人の発達とともにその発達を支える社会との関連を学び、人間を総合的に観る能力を身につけさせる

2. 理論、演習、実習を1年次より有機的に配置して、2年間の学びの中で、実体験を生かして理解を深め、専門職への意識の向上を図る

ヘルスケア栄養学科

1. 「専門基礎科目(必修)」で基礎的学力を養い、「専門科目(必修)」から「専門科目(選択)」へと、段階を追った系統的な学習を通じて高度な専門的知識を修得させる

2. 「実験・実習・演習」に重点を置いた実践的な学びを通して、専門的スキルを身につけさせる

3. 豊かな人間性を養うための「教養科目」と高度な知識や資格を取得するための「専門科目」を置き、丁寧な個別指導を行い、個々の学生に適した学びを可能にする

人間生活学科の教育課程編成・実施の方針は、豊かな人間性と幅広い教養を身につけるための「教養科目」、生活者として必要な本学科の基幹となる学問領域としての「基礎科目」、専攻の教育目的を達成するための「専門科目」を配し、より良い生活の実現を目指す総合力を養う」こととしているが、これは卒業認定・学位授与の方針の「高いレベルでバランスのとれた能力(知識・理解・技能・表現)と、それを基盤にしてより良い人間生活を目指して諸課題を解決しようとする意欲(思考・判断・関心・意欲・態度)とを自らはぐくみ備えている」ことに対応している。

人間生活学科キャリア創造専攻の教育課程編成・実施の方針は、令和5年度より「1. 自己にあった学びを体系的にできるよう配慮し、ビジネスに必要な専門知識を身につけさせる」「2. アクティブ・ラーニングによる学びを取り入れ、社会で求められるコミュニケーション力や問題解決力に加えて、クリエイティブな力を身につけさせる」こととした。これは卒業認定・学位授与の方針の、自らのキャリアを設計し、時代の変化に即応できる力を備えているとともに消費者の立場を理解し、多様なビジネスに対応できる知識、技術を身につけていることに対応している。

人間生活学科こども発達専攻の教育課程編成・実施の方針は「1. 精神の発達、心身の発達、身体の発達に応じた科目をバランスよく配置して、個人の発達とともにその発達を支える社会との関連を学び、人間を総合的に観る能力を身につけさせる」「2. 理論、演習、実習を1年次より有機的に配置して、2年間の学びの中で、実体験を生かして理解を深め、専門職への意識の向上を図る」である。本専攻ではこれらの方針に即して教養科目・基礎科目・専門科目を配置しているが、これは卒業認定・学位授与の方針の、心身ともに健康に生きることへの問題意識を持ち、問題解決へ向けての応用能力を身につけている、人や子どもにかかわる際の指導力・援助力・保育力や他者への共感・受容・支持の態度を身につけていることに対応している。

ヘルスケア栄養学科の教育課程編成・実施の方針は「1. 段階を追った系統的な学習を通

じて高度な専門的知識を修得させる」「2. 実践的な学びを通して、専門的スキルを身につけさせる」「3. 教養科目と専門科目を配置し、丁寧な個別指導を行い、個々の学生に適した学びを可能にする」としている。教育課程編成・実施の方針の1と2は、卒業認定・学位授与の方針の「専門科目の講義や実験・実習・演習を通して、人の健康を食と栄養の面から支えるために必要な高度な専門的知識・スキルを身につけている」に対応している。同じく教育課程編成・実施の方針の3は卒業認定・学位授与の方針の「豊かな人間性を養い、健康増進・医療・福祉に貢献しようとする姿勢を身につけている」に通じるものである。

三つの方針を踏まえて、教育活動のPDCAサイクルを機能させ、改革・改善を図るために、アセスメント・ポリシーを策定しており、ポリシーに則って教育の成果を査定し、改革改善に努めている。学修成果の評価は教員だけではなく、学生による自己評価も行っており、努力目標や達成感などを大切に、主体性をもって自ら学ぶ姿勢を育てることを促している。

また、学生は入学時及び学期ごとに学修成果獲得状況を参考にキャリアシートを記入していくことで、2年間の成長と学修成果の獲得を明確にして自信をもって卒業していくことができる。平成28年度に教務システムに学修成果の項目を加え、獲得状況表を作成して、学生個々の獲得状況を学期ごと積み上げた形に可視化した。これを基にしてキャリア教育プログラムの一環であるキャリアシート作成において振り返りや今後の目標がたてやすくなった。このように、教育課程編成・実施の方針を定期的に点検し、改善を行っている。

入学者受入れの方針においては、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえ、意欲的に学習に取り組み、成長することのできる入学者を選抜するという観点から、「意欲・抱負」「人間性」「基礎学力」の観点を明示し、入試要項には選抜の評価方法を、高大接続を視野に「学力の3要素」である「知識・スキル」「思考力、判断力、表現力」「主体性等」について、令和3年度より詳細に明記した。このように、いずれの方針も、建学の精神、教育理念、教育目的、学修成果を基に関連させ、一体的に定めている。入学者受入れの方針を以下に示す。

人間生活学科

人間尊重の精神を持ち、自らの生活の向上のために前向きに努力できる人、またはその意思のある人

<キャリア創造専攻>

1. 自身の将来に向けて目的意識を持ち、キャリアを構築する意思のある人
2. ビジネス・ファッション・ブライダル・フード・観光・エアライン・医療・教育・DXなどに興味・関心のある人

●高校での学びについて

高等学校卒業程度の基礎学力（英語、数学、国語等）を身につけ、興味のあることに一生懸命に取り組んだことのある人

<こども発達専攻>

1. こどもを含めたあらゆる人間関係に意欲を持って、柔軟に対応できる人
2. 人間生活を理解できる保育者となるための基本的資質（素直さ・明るさ・倫理観等）を持ち、弱者に寄り添うことのできる人

●高校での学びについて

高等学校卒業程度の基礎学力（英語、数学、国語等）に加えて、社会生活を営むための基

本的能力や自己管理能力を身につけている人

ヘルスケア栄養学科

1. 人の健康を食と栄養の面から支えるという目標を持ち、目標に向け努力を惜しまない人
2. 健康増進・医療・福祉に貢献できる、人間性豊かな人

●高校での学びについて

高等学校卒業程度の基礎学力（数学、国語等）を身につけ、食や栄養の分野に関わる学びに興味がある人

「魅力ある質の高い教育を保証するメカニズム」の「アドミッション・ポリシーに則ったアセスメント」の実施により入学前の学修成果の把握・評価を行っている。主な内容は、入学試験、入学前課題取り組み状況、プレースメントテスト、入学時のキャリアシートである。

人間生活学科キャリア創造専攻は、令和5年度より生活クリエイション専攻からキャリア創造専攻へ専攻名を変更したため、令和4年度に3つのポリシーの見直しをした。また、ヘルスケア栄養学科の入学者受入れの方針は、これまで高校での学びについて「生物基礎・化学基礎を履修していることが望ましい」ことを明記していた。しかし、入学後のカリキュラムで、これらの基礎的内容についても丁寧に指導していることから、削除することを学科会議で検討した後、令和元年度2月度の教授会で審議した。その結果、令和3年度入学生から削除することになった。

本学では入学者受入れの方針を満たして入学した学生がオリエンテーション等を通して、卒業認定・学位授与の方針を理解し、教育課程編成・実施の方針に沿って、学習を進め、学修成果を十分に獲得できるよう日々努めており、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。学生は成績単位修得証明書、成績単位修得証明書（学修成果付）にて学修成果獲得状況を利用できるようになっている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

1. 法令等の変更に伴う本学での変更については迅速に対応していく。
2. 学修成果概念図を令和元年度に見直し、「質の高い教育を保証するメカニズム」を作成し、三つの方針に対するアセスメントと教育課程のPDCAサイクルを策定した。令和3年度以降それを実践し教育効果を見ている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

1. ルーブリック評価法を改善した。学修成果項目（達成目標）と成績評価の方法をシラバスに示しているが、今般、ルーブリックの評価観点を5段階でより明確に示すこととした。学生にとって、授業がどのような評価観点で展開するかが具体的に理解しやすくなり、学びの指標としやすくなることをねらった改善である。
2. 質の高い教育を保証する仕組みがアセスメント・ポリシーを整備したことによって、前進した。学修成果概念図をPDCAサイクルに沿って見直した。学修成果獲得に向けた各学科・専攻の教育目標に基づく教科目ごとの授業の実施を可視化した。
3. 平成28年度教務システムに学修成果の項目を加え、獲得状況表を作成した。それにより学生個々の獲得状況を学期ごとに積み上げた形で可視化した。これを基にしてキャ

リア教育プログラムの一環であるキャリアシート作成において振り返りや今後の目標がたてやすくなった。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、建学の精神である「明敏謙讓」を掲げ、担任制をとり教員と学生の距離が近く、安心の学習環境で卒業後も気軽に立ち寄れる、自分らしい学びで輝ける場所であることを「いちかわ市民アカデミー講座」や「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム昭和学院短期大学公開講座」で紹介し、社会貢献への取り組みの方向性を示している。

令和元年、市川市、市川商工会議所、大学コンソーシアム市川は、産官学連携に関する包括協定を締結した。これは、地域をプラットフォームとして、Society 5.0 や少子高齢化、人生 100 年時代に対応した人材育成を地域と一体となり推進し、その成果を地域産業をはじめとする地域社会へ還元することを目指すものである。この取り組みは、令和元年度私立大学等改革総合支援事業のタイプ 3 (プラットフォーム型) に採択され、以後 6 年連続で採択されている。大学コンソーシアム市川では、市内の産業界の協力のもと、5 大学共通科目「市川学Ⅰ」「市川学Ⅱ」を開講し、小中学校への出張授業も積極的に行っている。生涯学習事業として市川市と共同し、市川市に在住・在勤または在学の方を対象とした「いちかわ市民アカデミー講座」を開講している。令和 6 年度は「健康長寿を目指して」をテーマに 3 講座が開かれた。また、本学の公開講座として地域・社会に向けて開講しているものに大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム昭和学院短期大学公開講座がある。「公開講座」は平成 26 年度より行っている事業だが、令和 2 年度からは「大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム昭和学院短期大学公開講座」として運営されている。令和 5 年度は、「新世界に根付いた根付いたワインたちの今」vol.1、「新世界に根付いた根付いたワインたちの今」vol.2 を開催した。

受講者には、講座の感想等を含め各講座終了後にアンケートをお願いしている。アンケート結果は、講座担当者、委員会で確認を行い、意見等は今後の取り組みに反映する等、定期的に点検している。

人間生活学科こども発達専攻では、令和 4 年度に昭和学院関係者を対象に、科目等履修生としてオンラインを中心に幼稚園教諭 2 種免許状が取得できる制度を作った。また「離職者等再就職訓練校」の委託を受けている。令和 5 年度文部科学省の令和年度人材育成推進事業補助金に「スマート保育所を実現する保育士リスクリニング教育推進事業」を応募し、採択された。保育業界の DX 化によって人手不足、保育士の負担軽減、保育所の安全管理の推進を図る目的で、市川市、ソニーグローバルエデュケーション(株)、ダイビック(株)、松田綜合法律事務所、保育 ICT 企業社および本学の教職員等を講師に、「保育士キャリアアップ講座」として、令和 5 年 9 月末～令和 6 年 2 月に開講した。市川市の幼稚園・保育園の保育士の方々を中心に正規受講生と部分受講生合わせておよそ 80 名の皆さんの参加を得た。講座終了後のアンケート結果は大変良好で、5 段階で 4 以上の評価を得た。

社会人等の学習機会の拡大を図るため聴講生制度がある。令和 6 年度は人間生活学科キャリア創造専攻 12 科目、人間生活学科こども発達専攻 7 科目、ヘルスケア栄養学科 5 科目

について聴講生が募集された。また各種資格取得の支援ともなり、学修成果を職業キャリア形成に活かすことができる学習プログラムである履修証明プログラム制度もある。令和6年度はキャリア創造専攻が「医療事務に関わる講座」を開講した。単位の取得を目的とした制度としては、科目等履修生制度がある。

地域社会の地方公共団体、企業、教育機関などとの連携を深め、多様な事業を展開している。例えば、市川市との包括連携協定に基づき、食育、子育て、街づくり、生涯学習、防災などの分野で協働している。特に子育て支援では、「昭和学院短期大学もこもこ・こどもセンター」を開設し、0歳から就学前の子供とその保護者、妊婦向けに、保育士や教員による絵本読み聞かせや子育て相談などを提供している。また、市川保健センターと連携し、妊婦向けの「マタニティクラス」も開講している。

食育の分野では、「市川市小学生朝食選手権」を共催し、児童に朝食の大切さを伝えている。この食育活動が認められて平成29年2月「平成28年度優れた早寝早起き朝ごはん運動の推進にかかる文部科学大臣表彰」を授与された。令和6年度には本選を通過するチームは12チームと制限したものの例年通り実施した。

産業界との連携も積極的に進めており、ANAソリューションズ(株)との教育連携協定に基づき、エアライン業界で活躍できる人材育成を行っている。また、藤給食(株)やままごはん、京葉瓦斯(株)など、地元企業との連携も強化し、学生の実践力を高めるための教育プログラムを開発している。さらに、昭和学院高等学校など、地元の高校との高大連携も推進し、高校生向けのプログラムを提供している。

市川警察署との連携によるボランティア活動や、市川市社会福祉協議会とのフードバンク事業への参加など、地域貢献活動にも力を入れている。先述した大学コンソーシアム市川で実施された「キッズビジネスタウン[®]いちかわ」には、令和5年度に学生2名、令和6年度に教員1名と学生2名がボランティアとして参加した。

本学は、今後も地域社会との連携を深め、地域の発展に貢献していく。

その他、教育、就職、国際交流等に関わる各種団体等との協定、契約、覚書等を取り交わしている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

特になし

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

地域貢献を推し進め、文部科学省の教育改革支援事業である「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ3に連続5年の選定となった。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学は、学則に基づく「昭和学院短期大学自己点検・評価規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織している。委員会は、学長を委員長とし、副学長、教務委員長、図書館長、学科長、専攻長、事務長、その他学長が指名する委員で構成され、令和6年度は各センター長、事務局長、事務職員も含めて組織された。

委員会では主に、短期大学の教育・研究、学生支援、施設設備など教学面の問題について評価を行い、財的資源及び学校法人の管理運営体制・ガバナンスについては、理事会及び法人事務局と連携して行っている。

自己点検・評価委員会のメンバーは全員、原則として月1回水曜日に開催される連絡協議会に参加しており、日々の課題等を議題として取り上げ、日々の教育活動や行事等の円滑な運営を図るとともに、課題を発見した場合は、迅速に改善点や注意点を伝えている。各学科・専攻及び各委員会も定期的に会議を持ち、自己点検・評価を日常的に行っている。

理事長は、教授会や連絡協議会に参加し、経営方針や理事会報告など、経営改善や質の高い教育のための課題を述べている。そのため教職員全員が、本学の経営方針を理解し、様々な施策に協力している。平成30年度には、理事長が広報活動について、朝会で全教職員に各自の立場と役割の視点からはがき1枚程度の提言を求め、それをまとめて公表し、各学科・専攻及びセンターでより良い広報活動について検討した。その結果、各自が小さなことでも改善すべき点を発見して改善し、また新たに広報用の動画作成や、高校生を対象にしたウェブ上からの面談申し込みを可能にするなど、令和元年度の広報活動を改善し、令和6年度も継続している。

本学は、短期大学基準協会の評価項目と評価様式に則って、自己点検・評価報告書を毎年作成し、それをホームページ上に公表している。令和6年度の報告書から第4評価期間の様式で作成している。

自己点検・評価活動は、学科・専攻及び各委員会、事務部において実施されており、年度末に報告書を提出し、翌年度初めの教授会で報告され、翌年度の活動に生かしている。校務分掌が示すとおり、全教職員は学科・専攻または各種委員会活動に参加しており、「アセスメント・ポリシー」や「魅力ある質の高い教育を保証するメカニズム」に沿って、点検・評価し、FD・SD活動に参加して、教育の質向上に向けて努力している。所属委員会報告書の作成時には全教職員に役割を分担して、まとめにも全員が関与している。また、外部評価を依頼している京葉ガス株式会社及び昭和学院高等学校校長、千葉県立市川昂高等学校長からの自己点検・評価報告書に対するレポートなどをFD・SD活動の一環として全教員に報告し、今後の短大教育の在り方、改善点などを共有している。

高等学校等の関係者の意見聴取として、併設高等学校と「高大連携協議合意書」を締結し、情報交換会を開催する等、高校側からの意見聴取をしている。また、5月下旬から6月にかけて実施している高校訪問時に高校からの要望・意見を聴取している。さらに、併設校を含む市川市内3高校に高大連携授業科目を提供し、高校の先生方の意見を聴取している。

自己点検・評価活動等の実施は、「昭和学院短期大学自己点検・評価規程」及び「魅力ある質の高い教育を保証するメカニズム」に基づいてPDCAサイクルに則って実施しており、課題を発見して改善計画をたてて実施状況を自己点検・評価報告書に記載している。

また、就職状況や学生募集状況、資格取得状況等、IR室からの分析資料やFD・SD活動、学修成果評価、学生生活満足度調査、昭和学院短期大学生調査、外部評価などの自己点検評価結果を教授会等で報告している。各学科・専攻ではそれらを活用して、教育内容を見直し、カリキュラム委員会では次年度以降のカリキュラムに反映している。また、学園祭、図書館講演会等の行事についてもアンケート結果を教授会で報告し、改善に努めている。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

学修成果を焦点とする査定（アセスメント）は、「アセスメント・ポリシー」と学修成果概念図に記載した仕組みのとおり、複数の手法を用いて行っている。GPA、教員による学修成果評価、学生の学修成果自己評価、学生生活満足度調査、昭和学院短期大学生調査、学生による授業評価、外部評価、卒業生調査、卒業生の進路先への調査などである。

学修成果評価は、以下の方法で行っている。まず各授業において養う力と到達目標の設定は、卒業認定・学位授与の方針及び学科・専攻の学修成果に対応した一覧表であるカリキュラムマップに基づく。授業を担当する教員はそれをシラバスに記載する。担当科目の学修到達度を査定する際には、シラバスに記載した評価方法・評価基準・評価の観点を尺度とする、ルーブリックを基本とする。このことから、成績と学修成果の評価結果とは、密接に連動したものにすることができ、公正で客観的な成績評価の実施を担保している。

こうした厳格な成績評価方法をふまえ、前述の手法の IR 情報を学科・専攻で共有する。学科会議・専攻会議で情報を分析・検討し、教育改革会議・教授会で審議するとともに、学生指導やカリキュラム改革等に活用している。

査定の手法については教育サービスセンターや学科・専攻で点検している。精度の高いものにするため、学修成果の評価にルーブリックを採用し、授業担当者が作成したシラバスを第三者がチェックする、など査定の手法の充実を図っている。また、外部評価委員に学修成果や DX に関する指標の妥当性について評価を依頼し、確認をしている。

課題として挙げてきた「卒業生アンケート、卒業生就職先アンケートの質問項目に学修成果評価に準じた形式で行うことを検討したい」については、卒業生就職先アンケートを、学修成果評価項目に沿って調査をし、卒業生アンケートは令和 3 年度より大学・短期大学基準協会が実施しているものに統一した。

一方、教育の向上・充実については、授業科目レベルでは授業実施報告書、教育課程レベルでは学科会議・専攻会議・教育サービスセンター教務委員会、機関レベルでは教授会・教育改革委員会と、レベルごとに PDCA サイクルを機能させている。学修成果概念図や質の高い教育を保証するメカニズムに示すように、教育の向上・充実のために PDCA サイクルを十分に活用している。なお、授業評価アンケートにおいて、優秀な成績を収めた教員については表彰している。

本学は学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、教育の質を保証している。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）が平成 27 年 4 月に施行されたことに伴い、平成 26 年 12 月の教授会で「昭和学院短期大学教授会規程」を学校教育法第 93 条に準拠して改正した。

また、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 16 号）が平成 29 年 4 月から施行されるに伴い、大学が自らの教育目的に基づき、三つの方針に一貫性をもって定めること、及びその公表が義務化された。本学では既に三つの方針の策定と公表は行っていたが、各方針の重要性とそれらの一貫性を担保するために、三つの方針を基にアセスメントを見直し、PDCA サイクルを構築した。

平成 30 年 4 月に「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」が施行され、認証評価機関の評価内容の充実として「内部質保証」の確立が求められている。本学ではアセスメント・ポリシーや「魅力ある質の高い教育を保証するメカニズム」などを策定して、PDCA サイクルの中で、教育の質を保証していきたいと考えている。

平成 29 年度に教職課程再課程認定を申請し、中学校教諭二種免許（家庭）、栄養教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許状について認可され、令和元年度から新たな教育課程編成となっている。また、人間生活学科こども発達専攻では保育所保育指針が改定（厚生労働大臣告示）されたことに伴い、保育士養成課程を構成する教科目が大幅に変更となった。本学においても令和元年度から新しいカリキュラムとなっている。さらに、人間生活学科キャリア創造専攻では、令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会答申の提言による「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に係る教職課程認定基準等の改正等を受けて、令和 4 年度「教育と ICT」の授業科目を開設した。また、令和 5 年 9 月 27 日教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行により、中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について令和 6 年度に施行できるよう科目名を変更した。

ヘルスケア栄養学科において、令和元年度に厚生労働省より発表された「管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」を基に栄養士課程の専門科目についてカリキュラムを見直し、申請を行った。令和 3 年度入学生より新しいカリキュラムとした。

このように、本学は学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準、教育職員免許法、文部科学大臣告示、栄養士法、児童福祉法等法令を遵守している。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

1. 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れているが、令和 4 年度の高等学校学習指導要領改訂に関する情報収集を行い、入学者受入れの方針等の検討をおこなった。今後、外部評価を依頼している高等学校長への質問事項とすることを検討していきたい。
2. 教務システムの導入によって、学修成果の可視化が可能となっている。今後は学生が各自の将来に向けて有効に活用できるように改善していきたい。
3. 外部評価を依頼している京葉ガス株式会社及び昭和学院高等学校長、千葉県立市川昂高等学校長からの「度自己点検・評価報告書」に対するレポート内容について、今後の改善に向けて検討していく。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

本学は、「教育の内部質保証」として平成 24 年度から内部質保証システム「学修成果概念図」を、令和元年度「魅力ある質の高い教育を保証するメカニズム」を策定し、教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を継続的に保証することを目指してきた。

学修成果評価指標は、平成 28 年度から統一した指標に改め、学修成果の経年での測定・比較・検証が可能となり、エンロールメント・マネジメント（志願—合格—入学—在学—卒業—同窓）まで一貫した活用ができるようにと考えている。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

1. 学生各自のキャリアプランの中で、入学時から卒業時まで、建学の精神と結びつけて目標を考えさせる機会を設ける。それによって個々の学生が個性豊かに、自分の言葉で建学の精神に基づく将来の目標とキャリアプランを語れるように、学びの質を高めていく。
2. ルーブリック評価法を取り入れて学修成果と成績を連動させたのでその効果を引き続き見ていく。また、ルーブリックの達成基準、わかりやすい達成度の表記についても検討する。
3. 学修成果概念図を令和元年度に見直しを図り、「質の高い教育を保証するメカニズム」を作成し、3つのポリシーに対するアセスメントと教育課程のPDCAを策定した。令和2年度以降それを実践し教育効果を見ていく。

【実施状況】

1. キャリア教育プログラムの一環として、入学時から卒業時までの学期ごとのオリエンテーション時や創立記念日に建学の精神を確認させ、学生自身の目標と結び付けて考えさせる機会を設けている。令和5年度の満足度調査結果から建学の精神の回答率が89%であることが確認できた。また、キャリアシートへの自身のキャリアプランが書けるように担任より指導した。
2. ルーブリック評価法を取り入れて学修成果と成績を連動させた。
3. 学修成果概念図を令和元年度に見直しを図り、「質の高い教育を保証するメカニズム」を作成し、3つのポリシーに対するアセスメントと教育課程のPDCAを策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 「建学の精神と目指す人間像」については、オリエンテーションやキャリア教育の中で、各教職員が様々な角度から具体的な説明を加えており、学生が正しく理解して自己研鑽を積めるような導入指導は整ってきたと思われる。今後は次のステップとして、個々の学生が個性豊かに、自分の言葉で建学の精神に基づく将来の目標とキャリアプランを語れるように、学びの質を高めていく。
2. 法令等の変更に伴う本学での変更については迅速に対応していく。
3. ルーブリック評価法を取り入れて学修成果と成績を連動させたのでその効果を引き続き見ていく。また、ルーブリックの達成基準、わかりやすい達成度の表記についても検討する。
4. 学修成果概念図を令和元年度に見直しを図り、「質の高い教育を保証するメカニズム」を作成し3つの方針に対するアセスメントと教育課程のPDCAサイクルを策定した。令和3年度以降それを実践し教育効果を見ていく。
5. 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れているが、令和4年度の高等学校学習指導要領改訂に関する情報収集などを行い入学者受入れの方針等の見直しを行った。今後も高等学校等の関係者の意見を聴取し改善していく。

6. 教務システムの導入によって、学修成果の可視化が可能となっている。今後は学生が各自の将来に向けて有効に活用できるように改善していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。】

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単位については、学則第 28 条（単位の計算）、第 29 条（履修科目の登録）、第 30 条（試験及び単位の授与）、第 31 条（学習の評価及び評価基準）、第 32 条（他学科等の授業科目の履修）に規定されている。また、第 27 条（授業の方法）には、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修による授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとしている。さらに教務要項にも学則外の要件も表記されている。

単位の実質化については、本学では学則第 29 条第 2 項で「1 年間に履修科目として登録することが出来る単位数の上限を定めることができる。」とし、学生対象の学生便覧の履修要項において、その上限を 60 単位と規定している。また、優れた成績をもって所定単位を修得した学生については、同じく第 3 項で「前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。」と規定している。

単位授与については、単位授与履修科目の登録（学則第 29 条）、試験及び単位の授与（第 30 条）、学習の評価及び評価基準（第 31 条）、授業料の納入の要件を満たした者に授与している。履修登録は、登録期間終了後に学科専攻の教務担当教員が必ず科目担当者へ履修者名簿を渡し最終確認を行う。成績評価については、科目担当者が学則第 31 条と教務要項に従って成績評価伝票を提出するとともに教務システムに入力し、単位認定の教授会資料となり、教授会で審議され単位認定となる。前期開講科目の単位授与は、後期初めのオリエンテーション時に、後期開講科目および通年、集中開講科目の単位授与は 3 月の登校日に学生へ伝達される。成績評価についての学生からの不服申し立ては、教務が対応し、成績結果発表日を含めて 3 日間（日曜・祝日を除く）としている。

卒業認定は、学則第 36 条に「学位授与の方針」のもと、本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。学位授与は学則第 37 条「前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。」とし、適切に運用されている。

1 年生は 3 月初旬の登校日に進級結果を伝達する。2 年生は 2 年間終了時に単位修得不足の学生がいる場合、各科の学科長および専攻長、卒業学年の主任は、その理由を付して教授会資料を提出し、教授会で審議し判定する。以上のことから全教員に周知されている。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。】

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学の教育課程は、短期大学設置基準第4章各条に基づいたものである。本学学則第3節（教育課程及び課程修了の認定）は、短期大学設置基準で示される教育課程に沿ったものであり、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成している。

教育課程は学修成果に対応した授業科目を配置している。学修成果の評価指標は「社会人基礎スキル」、「専門的知識・技術」、「思考力」、「コミュニケーション力」、「実践力」、「向上心・責任感」であり、以下のように授業科目を編成している。

人間生活学科キャリア創造専攻では、「社会人基礎スキル」育成には、教養科目や社会人として必要な教養やマナーを身につけられる科目等を配置した。「専門的知識・技術」育成には自己にあった学びが体系的にできるよう、またビジネスに必要な知識・技術が身につく科目を配置し、「思考力」育成には筋道を立てて物事を考え表現できることを目的に主に講義科目を配置した。「コミュニケーション力」育成には、グループ学習や他者とのかかわることの多い実習・演習科目を配置し、「向上心・責任感」育成には、ビジネス社会の一員としての社会的役割を理解して行動できる力を養う科目を配置した。「実践力」育成には、知識や技術を用いて実行できる力をつける科目を配置した。

人間生活学科こども発達専攻では、「社会人基礎スキル」育成には、教養科目や学科で設置している基礎科目のほか、専門科目の中でも保育者、ひいては社会人として必要な教養やマナーを身につけられる科目等を配置した。「専門的知識・技術」育成には、保育・幼児教育に関する基本的理解に必要な知識や技術を修得するための専門科目を配置している。「思考力」育成では保育構想、地域連携や実践後の振り返りのための省察力を育てる科目を配置している。「コミュニケーション力」育成には、心理学、家庭支援、表現など人・子どもにかかわる保育者としての資質に関する科目等が配置されている。「実践力」育成では保育者としての専門性を活かした実践力を養成するための保育実践、相談援助、保育技能に関わる科目を配置している。「向上心・責任感」育成には、教育・福祉の理念を理解し、保育者としての態度を育てるための科目を配置している。

ヘルスケア栄養学科では、「社会人基礎スキル」育成には栄養士・社会人として必要な教養・マナーを身につけることを目標に教養科目や栄養士の専門科目の中にも栄養の専門職としての基礎スキルを身につけることが可能である科目を配置している。「専門的知識・技術」育成には食・栄養分野における基本的な知識・技術を身につけることができる専門科目を配置している。「思考力」育成には筋道を立てて物事を考え表現できることや知識を活用して問題解決に向けて計画・準備できることを目的に、講義科目・実験実習科目が開講されている。「コミュニケーション力」育成には問題解決に向けて協力して行動できることを目的とし主に実験実習科目を配置している。「実践力」育成には栄養士としての知識・技術を用いて実行できる力をつけるため、演習や実験実習科目を中心に配置している。「向上心・責任感」育成には栄養士の社会的役割を理解し、責任ある行動を身につけることを目的にして演習や実習を中心に科目を配置している。

シラバスは以下の項目を明示している。

カリキュラムマップに基づく科目コード、科目名、担当者、開講時期、履修形態、授業形態、単位数、アクティブ・ラーニング機会の有無、ナンバリング、授業のねらい及び身につ

く能力、学修成果項目と達成目標、成績評価の方法とその基準、評価の観点、教科書・参考書、授業回数と各回の内容、授業各回の事前・事後学習の内容とその目安時間、その他を掲載している。その他には、実務家教員の配置を学生に明示できるよう、「実務家教員による授業」と明記し、さらにホームページにもその科目一覧を掲載し公表している。授業時間数は、シラバスに記載されている単位数と授業回数から理解できるように教務要項で説明している。

また、学生がシラバスをさらに参照する手立てとして、令和 2 年度のシラバスからルーブリック評価基準の項目と、ナンバリングを加えて、より体系的な学修成果の獲得を目指した。令和 3 年度以降もこれが有効であると考え、様式を継続している。

学生による授業評価は、教育・研究・FD 活動委員会が中心となっており、履修者の人数や授業形態の区別なく、平成 23 年度以降毎年学期ごとに、全科目において実施している。評価結果は、学内グループウェアに納められる。教員はその結果を考察し、授業実施報告書にまとめ、次年度以降の授業改善に努めている。

教員の授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は、毎年作成しているカリキュラムマップと履修系統図により、学科・専攻会議や非常勤講師の会で行われる他、必要に応じて担当者間で行っている。特に、オムニバスの授業や同一科目で担当者が複数いる「総合英語 A」「総合英語 B」「イベントプロデュース」「キャリアデザイン演習」「総合プロジェクト」「保育基礎演習」「音楽表現法」「保育の音楽表現」「給食管理実習 I」「給食管理実習 II」「栄養士基礎演習」「栄養士実践演習」「栄養士総合演習」などでは学修のねらいや学修成果項目を統一し、シラバス作成時から教員間で調整を行い、授業を展開している。令和 2 年度からナンバリングを導入し、科目の位置づけがより分かりやすくなった。ナンバリングは 4 つの段階を設定し、各科目の水準、履修順序などをあらわすものである。学科・専攻として教育課程を体系的に捉えることがより明確になり、協力・調整もさらに図れるようになった。

各学科・専攻の教育課程については、短期大学設置基準に基づき、学修成果を視野に入れて、それぞれの学科・専攻で毎年見直しを行っている。

人間生活学科キャリア創造専攻では、令和 5 年度に専攻名を変更したことに伴い、コース名の見直しを諮り、エアライン・観光コースをビジネスコミュニケーションコースに変更し、医療事務コースは他のコースの希望者が履修できるようコースを外した。令和 5 年度は、衣料管理士講座の廃止（令和 6 年度）に伴い、各コースの学びが系統的にできるように時代のニーズに合った科目の新設、科目名の変更、科目の廃止などカリキュラムの大幅な見直しを行った。令和 6 年度は、一部カリキュラムの見直しをしたがおおむね令和 5 年度を引き継いだ。

人間生活学科こども発達専攻では、平成 30 年度に新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領が施行され、令和元年度から新しい教職課程（幼稚園）・保育士養成課程が実施された。これに伴って専門科目の卒業要件単位数を変更し、在学時の進路変更に対応しやすいものとした。軽減して学生が得た時間的ゆとりは、【資格+α】つまり、資格取得に加えて、自分の持ち味を活かした【+α 探究コース】を設定している。こども発達専攻では、【資格+α】をさらに発展させ、令和 3 年度に【+α 探究コース】に向けた具体的な検討を行い、令和 4 年度から【+α 探究コース】を本格的に導入し、履修計画書に各コースの科目を表にして

学生の理解を促せるようにした。【+α 探究コース】は、私らしい保育者の実現に向けて、「こどもスポーツ・ダンス」、「公務員保育士」、「こども英語」、「こども音楽」、「こども造形」、「情報・プログラミング」、「ことば・イベントづくり」、「こども心理」、「子育て支援」、「こども福祉」の10のコースを設定し、自分が興味・関心のある領域、伸ばしたい領域を選択して学ぶものである。

ヘルスケア栄養学科では、令和元年度に厚生労働省より報告された「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に沿った食事の管理ができる栄養士養成に向けたカリキュラムやスポーツ栄養や食文化、給食の実務に関する教科の充実を図った。また、食品や健康維持・増進に関わる内容を広く取り入れるなど選択科目への見直しを行った。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では短期大学設置基準第5条に基づき、体系的な教育課程を編成するため「教養科目」を設けている。本学の学則第1条で、建学の精神に基づく有為な人材を育成するために、専門教育と並んで教養教育を重要な教育目的に位置づけている。人間生活学科とヘルスケア栄養学科はともに教養科目として、現代社会の状況をふまえた分野を配し、「教養」にふさわしい内容となっている。グローバル社会に対応するための英語、情報社会において基本となるコンピュータ、健康な生活の基本となる健康とスポーツは、すべての学科・専攻で必修科目としている。また生涯学習の基となるキャリアデザインは人間生活学科において必修科目としている。この他、学科・専攻によって心理学、ボランティア社会学、日本国憲法、人間学などが必修・選択科目として備えられている。

令和元年度に市川市内5大学による大学コンソーシアム市川が発足し、共同開発授業「市川学A、B、C、D」を開講、令和6年度より「市川学Ⅰ・Ⅱ」として継続している。これらの科目は、地域で活躍する人材育成をめざした内容で構成されている。本学ではこれを「現代社会の課題A」「現代社会の課題B」として開講している。

人間生活学科の教養科目は17科目27単位、ヘルスケア栄養学科は17科目27単位を開設し、人間生活学科キャリア創造専攻は9単位、人間生活学科こども発達専攻は10単位、ヘルスケア栄養学科は8単位以上の修得を卒業要件としている。教養教育の内容と実施体制はこのように確立している。

教養科目と専門科目との関連性については、カリキュラムマップで明らかなように、各学科・専攻の定める学修成果はいずれも教養科目・専門科目双方の履修で獲得できる。令和2年度にはナンバリングを導入し、教養科目・専門科目を横断的に関連付ける視点を加えている。

また、本学では教養科目と専門科目をつなぐ枠組みとして、人間生活学科に「基礎科目」、ヘルスケア栄養学科に「専門基礎科目」を設置している。これらの科目は、大学生また社会人としての教養の要素を含みながら、各学科・専攻の専門科目の学びに深く関わる内容を有している。以上の点から、本学の教育課程において、教養科目と専門科目との関連性は明確である。

教養教育の効果については、専門科目同様にすべての科目について毎年授業評価を行うことで査定している。また、各学科・専攻で毎年内容等を確認し、変更案がある場合はカリキュラム委員会で諮る体制を整えている。学科・専攻及びカリキュラム委員会で検討した結果、卒業認定・学位授与の方針をさらに具現化するべく令和2年度から人間生活学科も「コンピュータ基礎演習 B (1 単位)」を必修化した。ヘルスケア栄養学科では、令和5年度より必修科目のヘルスケア栄養学特別演習 I・II の授業内容の整理を行い、通年科目を前・後期に分けヘルスケア栄養学特別演習 IA・IB・IIA・IIB とし、生涯学習に関わる内容を組み込んだことから、令和6年から「キャリアデザイン (基礎)」を必修科目から選択科目に変更した。

平成28年度まで、英語の授業は全学生が同じ内容で行っていた。しかし、入学時の学生の英語力にかなりの差があるため、英語が苦手な学生も英語が得意な学生も不満があり、授業が難しい科目であった。そこで、すべての学生が成長を感じられる授業にするために、平成29年度からプレイズメントテストを導入し、「総合英語 A」の履修前にテストを実施し、能力別クラス編成を行った。その結果、不満は少なくなり、英語の得意な学生は意欲的に学んでいる。

教養教育の効果の測定はさらに充実させ、学生の学修成果獲得に向けて改善を目指していく。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学では、短期大学設置基準に則り、本学学則第1条で「職業または實際生活に必要な専門的学術技芸を授ける」こと、「良き社会人としての教養を高める」ことを目的としている。この目的をふまえ、各学科・専攻で職業教育の実施体制を敷いている。

人間生活学科キャリア創造専攻では、ファッション／ブライダルコース、フード／製菓コース、ビジネスコミュニケーションコースに加え、教職課程（中学校教諭二種免許状（家庭））、医療事務、調剤薬局事務など、学生の目指す進路に合わせたカリキュラムを組んでいる。各学生は自身の希望に合わせてそれぞれのコースを選択して教養科目と専門科目を学ぶ。コースの中に資格取得のための衣料管理士講座、フードコーディネーター講座の設置や国家検定となったブライダルコーディネーター技能検定、TOEIC 対策科目など検定や受験対策のための科目も設置し職業教育を行っている。令和3年度、職業教育の強化のため㈱ストライプインターナショナルと株式会社リクルートスタッフィング情報サービスの2社と産学連携協定を締結し、学生が企業人の意識や考え方などプロとして必要とされる素養の習得と実践力を備えられるよう人材育成に取り組んだ。令和4年度は「産学連携プロジェクト」科目を導入しこの授業を通して、7社の企業（IT 関連2社、映像制作、ブライダル、外食産業2社、金融）とコラボして商品企画・制作、リーフレット作成、動画作成などを手掛け、令和5年度は7社の企業（マーケティング、映像制作、ブライダル、外食産業、金融、野菜生産者、IT）と、令和6年度は、株式会社イトーヨーカ堂、国分首都圏株式会社、UCC ジャパン株式会社、聖路加国際病院の3社1病院の協力のもと学生が企業人の意識や

考え方などプロとして必要とされる素養の習得と実践力を備えられるよう人材育成に取り組んだ。

また、キャリアデザイン論の授業の一環として「社長インタビュー」も実施しており、「ベイクルーズグループ」「トランジットジェネラルオフィス」「中山法律事務所」「重田辰雄農園食品」の経営層の方に対して、自身のキャリアの変遷や今後のビジョンに関してインタビューを実施し、学生の将来設計に結びついている。

人間生活学科こども発達専攻では、教職課程（幼稚園教諭二種免許状）と保育士養成課程を持ち、両課程に所属することを原則としている。保育者となるために必要な教養教育と専門教育の実施について、こども発達専攻のカリキュラム・ポリシーに明記されている。さらに、質の高い幼稚園教諭・保育士として働くために絵本や読書活動に精通した人材を育成すべく、令和元年度より「認定絵本土養成講座」を開設した。令和6年度は15名が認定を受けている。また、令和4年度より、「+α 探究コース」が本格実施され、自分がなりたい保育者のイメージと学びの10の領域をリンクさせながら授業を選択できるようにした。令和5年度には認定絵本土に加え、「おもちゃインストラクター」（15名）等の現場で活用できる資格を提供することができた。さらに令和5年度よりソニーグローバルエデュケーションと連携し、授業の中にプログラミングに関わる要素を取り入れ、「+α 探究コース」のさらなる充実を図っていく。

ヘルスケア栄養学科では、栄養士課程に所属することを原則とし、カリキュラム・ポリシーで教養科目と専門科目の履修による学修成果の獲得について述べている。栄養士の他に教職課程（栄養教諭二種免許状）、健康管理士一般指導員、フードコーディネーターの講座も開設している。

このように、各学科・専攻の専門教育は職業教育と有機的に関連し、専門職への高い就職率に結びついている。

本学では各学科・専攻で各種資格取得率や就職状況を検証する他、各学科・専攻の教員代表で構成する就職指導委員会を中心に、職業教育は絶えず検討されている。

また、職業教育の効果を学生満足度調査結果や就職内定率、卒業生アンケート結果などで測定・評価し、改革改善に努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学における卒業認定・学位授与の方針に基づく学修成果は、全学共通で6項目ある。その6項目とは「社会人基礎スキル」「専門的知識・技術」「思考力」「コミュニケーション力」「実践力」「向上心・責任感」であり、学科・専攻ごとに具体的にその内容が説明されている。

る。

各教員は担当する授業科目について、定めた学修成果を科目内容に合わせて、シラバスの「達成目標」として、より具体的に示す。そしてその評価方法は、全体の評価（成績）に占める割合、評価の観点も同時に示される。

以上の点から、本学の定める学修成果には具体性があると言える。

本学の教育課程は、2年の在籍期間内に定められた単位数を修得することで、学修成果を達成できるように編成している。シラバス、カリキュラムマップには授業科目ごとに履修すべき学年配当と該当する学修成果を示している。また、授業科目は基礎・総論から応用、発展、集大成へと、2年間で段階的に学ぶことができるように配置されている。これを明確に示すために検討を重ね、令和2年度入学生からナンバリングを取り入れた。学生は2年間で学修成果を獲得し、目指す資格を取得して社会で活躍できる能力を身につけることができる。

学修成果の測定は可能であり、本学では以下のように測定している。

教員が担当科目の評価（成績）を示すと同時に、科目ごとに示された各学修成果についても5段階のルーブリック評価法を取り入れて行っている。評価の観点と基準についてはシラバスに記載している。

成績評価にはGPA制度を導入している。また、成績評価と並行して行われた学修成果の評価は、レーダーチャートにまとめられ、各学修成果の到達度とバランスが一目で分かるようになっている。教員の評価に対して他方、学生自身も学期の終わりごとに各学修成果がどれくらい身についたかを自己評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業の学修成果は、学科・専攻ごとのカリキュラムに対応した学修成果カリキュラムマップを作成し、科目ごとに学修成果項目を配置している。さらに、履修系統図によって2年間の段階的な学修成果が得られるように計画している。

教員は担当する授業科目についてシラバスに記載した「評価手段」「評価比率」「ルーブリック評価」に基づいて成績評価を行い、教務システムに成績を入力している。年度末にティーチングポートフォリオに授業科目毎の成績分布を記述して、成績評価の状況を把握している。さらに授業実施報告書において、授業の改善等の報告を行っている。また、学科・専攻毎にまとめられる成績評価内訳表において、全体の成績評価状況を把握するとともに、自身の評価の適切性を検証している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学における学修成果の獲得状況については、量的・質的データを活用して以下のように測定する仕組みを整えている。これらの分析結果や課題、改善施策等については、学科・専

攻の会議、教授会等で協議している。また、下記の量的・質的データに基づく評価は、各年度の自己点検・評価報告書及びホームページ上に公表している。

【GPA 分布】

履修科目の成績評価と単位数から個々の学生の GPA を算出し、各学科・専攻の平均値と標準偏差を求めて、全体の傾向を把握している。また、GPA 分布の状況をヒストグラムで表し、バラつきの状況から学修成果の獲得状況をみている。これらは優秀学生の顕彰や成績不良の学生に対する退学勧告、また個々の学生の学修成果獲得のための学生指導に活用している。

令和4年度より、学業不振の改善・退学率のさらなる低下を目指して、GPA1.5未滿の学生への指導体制を組織化した。各学期の通算 GPA が 1.5 を下回った学生の一覧を教務課から各学科・専攻に伝え、担任を中心に該当学生の面談指導を行う。面談日時や内容は「個別指導記録」としてまとめて、学科・専攻から教務課に提出、教務課で保存する。

学生に対しては新入生オリエンテーションにおいて、GPA の意義と算出方法、活用方法を周知している。各学期末に配付する成績表には、取得単位数に加えて GPA を示し、各学生が自らの学修成果獲得状況を確認できるほか、所属学科・専攻の到達目標と自らの獲得 GPA との差異について考察できるようにしている。

【成績評価内訳表】

本学ではすべての授業科目について、受講者数と成績分布及び合格者数と合格率等の一覧表を学科・専攻単位で作成している。同一教科の複数クラスの公平性や授業科目全体の成績バランスなどを確認している。

【単位取得状況】

9月と3月に教授会で単位認定を行っている。学生個々の不合格科目が明らかにされ、学科・専攻で学生指導に活用している。また、学生及び保護者は成績通知書で単位取得状況を確認している。

【学生の学修成果自己評価結果】

学期末に成績を通知する前に、学生に自己評価表(学期の履修科目に関する学修成果項目一覧)を示し、自分自身がどの程度身についたかを評価する。評価は5段階で数値化して行い、その結果はホームページで公開している。

【教員による学修成果評価結果】

教員は授業実施報告書において、科目ごとの学修成果の評価基準を明らかにしている。学科・専攻別と短期大学全体として全科目から求めた学修成果評価の6項目をレーダーチャートで表し、各学修成果のバランスと獲得状況を確認している。この結果はホームページで公開している。

【学生生活満足度調査】

学年末に、全学生を対象として、本学での生活に関する項目について、4段階評価またはコメントにて調査を行い、教授会で分析結果を報告している。この質問項目の中に、「授業科目の構成・時間割」「授業内容」「あなたの授業への参加度(出席状況・授業態度)」「実験実習の設備(機器)」「学外実習」などがあり、これらの数値を活用して、カリキュラム改善・個々の授業の改善等に活用している。また、建学の精神を回答させている。この結果はホームページで公開している。

【学生による授業評価】

授業評価は受講生の人数を問わず全科目で実施している。その結果を授業担当教員に伝えるだけではなく、グループウェアを利用して学内公開している。教員はこの評価結果をふまえて、改善計画を授業実施報告書に記載している。

【学位取得状況】

卒業判定を経て、学位取得者の認定を行っている。休・退学、復学等の状況は教授会で報告される。学生の異動について全学で把握している。各人数は、公開情報として本学ホームページで公開している。

【資格・免許取得状況】

教職課程（中学校教諭二種（家庭）、幼稚園教諭二種、栄養教諭二種）、保育士課程、栄養士課程については、教授会において厳密に単位取得状況を審査し、資格・免許取得の認定を行っている。また、認定絵本土資格の認定、2級衣料管理士、フードコーディネーター、健康管理士一般指導員、メディカルクラーク（医療事務）、調剤薬局事務、ブライダルコーディネータ技能検定、アソシエイトブライダルコーディネーター、世界遺産検定、TOEIC スコア 500 以上等の取得・合格人数を教授会で報告している。

【就職率】

本学では、学科・専攻の学年担当教員を含む就職指導委員会と就職課とが協力して、就職活動を支援している。就職決定状況は断続的に連絡協議会で報告されるほか、最終決定率を教授会で報告している。これは学校案内・ホームページでも公表している。

【卒業生の進路先への調査】

卒業生の進路先からの評価は、キャリア支援センターが中心となって卒業生の進路先企業に、主にアンケート調査を行っている。学科・専攻ごとに前年度卒業生が就職した会社（園）に対して職場で必要とされる資質や能力について調査しその結果は教授会で報告後、本学のホームページで公表している。この調査では「採用するとき重視すること」についても質問しており、そこであげられた「コミュニケーション能力、協調性、責任感・使命感」などはどの職場においても共通に求められる能力であり、高い学修成果達成度が必要である。学科・専攻ごとに就業先で求められる能力として様々な創意工夫をもって取り組んでいる。求められる人材・教育への自由記述としてあげられた意見「様々な年代の人と接することができる人、ICT 化に対応できる人、言葉遣いやマナーを身につけた人、すぐに実践で使える自分の技（こども発達専攻）」などを受けて、カリキュラムや学修成果の充実を図っている。

以上のように、この調査によって得られた質的・量的データの分析によって見出された課題を学科・専攻で検討し、カリキュラム編成や学生指導に活用している。

令和 6 年度は、前年度同様学科・専攻ごとに令和 5 年度卒業生が就職した 4 社（園）に対して職場で必要とされる資質や能力について調査した。これらの結果はホームページで公表している。令和 6 年度こども発達専攻では、8 月 2 日に保育フェアを実施し、複数卒業生の働く保育施設を 30 園招いた。ここで、それぞれの卒業生の様子を見たり聞いたりすることができた。

また、在学生の学外実習先などを訪問した際に、卒業生の評価を聞き取っている。卒業生の就職先の多くで、継続した採用があり、そのことは卒業生の人柄や能力、ひいては本学の掲げる学修成果が評価されていることを示唆していると考えている。

【卒業生調査】

定期的に「卒業生調査」を行っている。平成30年度に平成26年度～平成29年度の卒業生について、学修成果の獲得によって身についた能力、卒業後の職業、短期大学の満足度等を調査した。本学で学んだことに対する満足度については約94%が満足している。卒業生の意見から、在学中の一人一人を大切にすきめ細かな指導とともに、卒業後も本学と関わりをもつフォローアップ体制が評価されている。今後も「学生第一主義」を推進していく。また、学修成果の獲得については、上記の就職先企業の評価と合わせて、分析した内容を教育に生かしている。令和6年度は、令和5年度と同様に、一般財団法人大学・短期大学基準協会の依頼を受け、卒業後3年目の卒業生を対象として「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」を実施した。これにより、在学中に獲得した能力や資格と卒業後の仕事の関連が明らかになり、その結果を教員が共有して学修成果や資格支援に活用している。この結果はホームページでも公表している。本学独自の卒業生調査は実施しなかった。

【授業成果発表会】

本学では、それぞれの学科・専攻の学びの成果を発表し、その評価を質的評価の一つとして次年度の改善に活かしている。令和6年度は人間生活学科キャリア創造専攻では、コロナ禍前のようにファッションショー、食品展示・販売、産学連携による学生の企画商品の販売をすることができた。また、総合プロジェクトでは中間発表で成果を発表するとともにレジメをとりまとめた。

こども発達専攻では4月に「しーたんランド」を実施した。もこもこ・こどもセンターを利用している地域子どもたちや保護者を招き、学生による楽器を使っての合奏や手作りのパネルシアターを披露することができた。また、「真間祭」においては廃材等を利用した遊びの環境の提示を行った。7月には、「絵本読み聞かせフェスタ」を企画・実施した。2年生による絵本の読み聞かせや絵本と音楽のコラボレーション等の発表を行った。さらに、8月には、保育実習Ⅰ（施設）の実習報告会を実施した。

ヘルスケア栄養学科では真間祭において食と栄養をテーマに展示やクイズ、さらには体験型の発表を行った。また、ヘルスケア栄養学科では、卒業前には校外実習報告会を行っている。

教職課程においては教職カルテを作成し成果をまとめ教育実習の発表を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学修成果の獲得状況については、履修系統図で示した科目で獲得した学修成果の平均値を6項目の学修成果ごとにレーダーチャート図で示し、可視化している。このレーダーチャートは、学生個々、学科・専攻ごとでとりまとめている。また、学期ごとの学修成果を積み上げ式で表示させ2年間の学修成果が把握できるようにしている。

学修成果の獲得状況について、学生個々の結果は学生ヘフィードバックし、自身の獲得状況を把握させている。また、学修成果の自己評価も学期ごとに実施し、教員による学修成果結果との差異を確認し、自身の評価が適切であるかを判断し、キャリアシートを記入することによって今後の学修計画に役立てるように指導している。

学科・専攻の学修成果獲得状況は、毎年教授会で報告し、ホームページの公表情報内で公

表している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-C-1 の現状＞

本学ではすべての入学者選抜（推薦、一般、総合型）において面接試験を取り入れている。高等学校が発行する調査書のみならず、面接においても学力の 3 要素や入学者受入れの方針に対応している。

高大接続の観点により、多様な選抜について高等学校での学力の 3 要素の獲得状況を多面的に評価する選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。令和 2 年度より、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校・一般）、一般選抜、社会人選抜、特別選抜（ソフトテニス・同窓生子女・外国人留学生・資格・昭和学院高等学校）、更に令和 3 年度は特別選抜（昭和学院高校）併願型を導入、令和 5 年度は質の高い保育士・幼稚園教員育成に力を入れるため、高校時代に保育コース等で学んだ者を対象とする選抜制度を導入した。また時代にあった多様な背景を持つ者（男子学生、数学優秀者、離島居住者）に対する多種の選抜制度を設け、入試要項の判定基準に基づき公正かつ正確に実施している。なお、特別選抜は総合型選抜に分類された。

入学者選抜は「昭和学院短期大学選抜試験実施要項」に基づき、入試委員会が中心となり実施されている。同要項については、教授会にて全教職員に共有されている。

令和 6 年度の入試委員会委員長は学長自ら務め、学長が任命した各学科専攻の入試判定委員によって入試判定会議によって合否が決められるなど、責任体制は明確である。

アドミッションセンターとして入試委員会、アドミッション委員会、入試広報課を整備し、アドミッションオフィサーを配置している。入試日程、入試科目、入試制度に関する事項、指定校の選定、入試判定結果資料などは入試委員会で検討し実施している。入試委員会にはアドミッションオフィサー1名を専属に配置し、入試結果の分析を担当している。入試の実施体制、学生募集要項作成などはアドミッション委員会を中心に入試委員会と連携し、役割を担っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

学生募集要項に入学者受入れの方針、選抜区分ごとに募集人員、授業料、その他入学に必要な経費は明示している。

受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。オープンキャンパスや進学相談会に来校した受験者に対しては個別相談を実施し詳しく説明している。電話、メール等での受験の問い合わせ等に対しては事務部入試・広報課が窓口となり、詳細については、入試委員会、学科・専攻の教員が適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学手続者に対して授業や学生生活についてイメージができるように学校案内パンフレットに時間割例や施設情報、年間行事、学費等を掲載している。オープンキャンパス等では、在学生在が入学志願者に対して学生生活や授業等の説明をしている。遠隔地の出身者に関しては入学後の住宅の相談を受けつけ、入学までに住まいが決まるように情報を提供している。

入学手続者に対し入学前登校、入学式、オリエンテーション、フレッシュマンセミナー、授業時間、服装、学納金、保険の案内などの情報を書面で提供している。

前期と後期の開始時にオリエンテーション期間を設けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを学科・専攻毎に行っている。学科・専攻の特性に合わせて、保育士、栄養士、教員免許、医療事務、フードコーディネーター等の資格取得のためのガイダンスを実施している。また、学生の希望する職業や身に付けたい特技に役立つ学び等についても説明している。ここでは、履修系統図やシラバスを示しながら、履修計画を立てさせている。個別の相談にも担任や教務委員の教員が対応している。

シラバスや学生便覧をウェブで公開している。またウェブの情報だけでは恒常的に見るのが不便であるとの学生の声を受けて **Campus Guide** を学生に配付している。学期開始時のガイダンスで活用するほか、学生がいつでも見られる状況を作っている。

平成 27 年度より全学的に、オフィスアワーを設け、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導・助言を行う体制を整備している。オフィスアワーの学生への周知はウェブ上で行っている。また、担任制をとっているため日常的には担任が対応することが多いが、学生相談室を整備し、必要に応じ専門家が相談、指導助言をしている。

基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。特に、時間割の中に設定はしていないが、必要に応じて科目毎に対応している。ヘルスケア栄養学科では、学生自身の基礎学力の確認のために、必修科目とする専門基礎科目(化学、生物学、基礎の科学)を配置し、1年前期において高校までの学習の振り返りを行っている。ヘルスケア栄養学科では、授業用サイトを使って復習などを行っている。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の

配慮や学習支援を行っており、学則第 29 条 3 項により優秀な学生は単位の上限を超えて履修科目の登録を認めている。また、進度の速い学生には課題を出すなどで対応している。優秀な学生には、本学の教育サポートスタッフ制度を利用してより高い学修成果が得られるように工夫している。キャリア創造専攻では教育サポートスタッフ制度を利用して、成績優秀な 2 年生が 1 年生へ指導した。①被服製作の指導補助やファッションショーにおける機器の使用、衣装チェンジ、舞台裏での行動など②コンセプトを形にする企画、クッキー作り、ラッピング、店舗デザインなどである。ヘルスケア栄養学科では、一般市民向けの健康講座のアシスタントなどで実践力を養っている。

本学では、通信制の課程を設けていない。

図書館は、図書館運営委員会（図書館長、学科長、学科、専攻からの代表教員 2 名、司書 1 名）で運営している。専門的職員である司書は、施設・設備、資料の維持・管理の他、学生の図書館利用及び情報探索の支援、学生の学習活動に必要な資料、学生リクエストの整備などを行っている。特に、レファレンス質問から得た情報から内容を検討し資料又は文献提供すること、文献探索、資料補充を行うこと、学科専攻へ資料の提案を行うことは学生の学習向上のための支援となっている。

学生の海外への派遣は行っていない。

学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、各学科・専攻では学習支援の方策を点検している。量的データである GPA や資格取得率、就職率等と、質的データである就職先企業への聞き取り調査やファッションショー、学生の作品、授業の成果発表会等を常に検証し、学習支援の方策を点検している。令和 3 年度、キャリア創造専攻では、短期大学で定めている学修成果の量的・質的データに加えて、新たな試みとして令和 3 年度入学生から、汎用的な能力・態度・志向－ジェネリックスキルの成長を支援するアセスメントプログラムである PROG テストを導入し、4 月と 11 月に実施しその変化から学習支援の方策を検討していくこととしている。

SJCe-ラーニングを平成 30 年度から全学的に取り組んだ結果、公務員合格率の向上等就職試験で一定の成果を上げることができたので令和 2 年度以降継続的に実施している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生の生活支援のため、学生生活支援センターを中心に教職員組織を整備し対応している。学生生活支援センターは、学生会クラブ支援委員会、保健衛生・環境美化委員会、障害のある学生のための修学支援委員会、学生相談室に分かれている。事務部には学生課を設置し、学生の福利厚生に係わる業務を行っている。各委員会・事務部から必要に応じて全教職員に対して一斉メールを行うなど情報の共有を図っている。また、特別給付金や給付型奨学金が導入された際は、奨学金委員会の増員を行い、困窮する学生への対応を強化するなど、柔軟に対応している。

学生会クラブ支援委員会では、学生が主体的に学内活動を行えるよう支援を行っている。クラブ（サークル）活動に対しては、活動に関わる施設を本学として可能な限り整備し、その活動状況に応じて支援を行っている。また、体育祭や真間祭（学園祭）等の学内行事に対しては、学生会役員が主体となり、学生が自主的に行えるよう学内や公共団体などとの調整の支援を行って

いる。学生センター棟を設置し、学生会及びクラブ（サークル）の活動を行えるよう環境面からも支援を行っている。

学生食堂は、多くの学生が利用している。テーブルやいすの更新やインテリアのリニューアルなど随時行い、学生食堂への満足度を上げられるよう努めている。また、学生ホールには、リラクゼーションスペースや PC ラウンジを設置している。コンピュータ室・メディア室・視聴覚室は授業で利用していないときは、学生に対して開放しており、クラブ・サークル活動などにも利用されている。自動販売機は本館・栄養館・新館・学生食堂に設置されている。キャンパスの屋外にはテーブル付きのベンチを配置し、学生の休息の場としても利用されている。清掃業務は委託会社の職員により行われ、学内は清潔である。令和 2 年度より図書館・特別館にも衛生管理を徹底するため委託業者が清掃・除菌を行っている。本学に売店はないが、近くにコンビニがある。その他、学内に給湯器や電子レンジを設置して学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

本学では遠距離等、通学が困難で宿舍が必要な学生のために、民間業者と提携し、仲介手数料を提携業者と本学が半額ずつ負担することで学生の負担軽減を図り、令和 2 年度入学生より短期大学から比較的近い学生専用マンションの斡旋を行っている。

通学手段として、本学では安全の面から基本的には公共交通機関を利用することとしているが自転車の利用は許可している。屋根付き、夜間用照明付きの駐輪場を学生昇降口近くに設置し、自転車通学者のための便宜を図っている。

学生に対する経済的支援として日本学生支援機構の奨学金と保育士を希望する学生向けの就学資金がある。また、本学独自の社会人入学生のための奨学金制度を設けて月 3 万円（2 年間で 72 万円）を貸与している。さらに、1 年次の成績が優秀で経済的支援を要する学生に授業料減免制度を設けている。学費の延納について相談があった学生には授業料等の延納・分納制度で対応している。学費サポートプラン制度があり希望する学生には紹介も行っている。高等教育の修学支援新制度の対象校として認定され、令和 2 年度、令和 3 年度と 40 名の学生が申請した。さらに令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計急変に陥った学生に対する奨学金の迅速な対応や、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の給付の手続きを行った。

学生の健康管理は、学生支援センター保健衛生・環境美化委員会が中心となって担当している。学生の健康管理については、学校保健安全法に基づき、4 月に定期健康診断を実施し、病気の早期発見と修学上の配慮を要する学生の把握とサポートに努めている。医務室は本館 1 階と栄養館 1 階に配置し、男女別の利用が可能であり、緊急の場合は隣接する小学校の養護教諭と連携できる体制を整えている。また、地域の診療所に校医を委託している他、法人では産業医を置いている。学校保健安全法に基づき、感染症罹患者は出校停止の措置をとっている。平成 30 年度にはインフルエンザに関して届出の書式を見直し、学生に周知した。AED（自動体外式除細動器）は、本館 1 階正面玄関、体育館前に全部で 2 台設置している。

メンタルヘルスケアとカウンセリングに関しては、必要に応じ臨床心理士による専門的対応が実施されている。本館 3 階に学生相談室を設置している。学生は臨床心理士と直接連絡を取り、相談の予約をすることができる。メンタルヘルスケアとカウンセリングについては、教授会で相談件数や相談内容が報告され、情報の共有が行われている。学生の健康管理体制やメンタルヘルスケア、カウンセリングの利用方法に関しては入学時オリエンテーション、Campus Guide

等で周知徹底を図っている。

学生生活に関して学生の意見や要望を把握する目的で、学生生活満足度調査・昭和学院短期大学生調査を行っている。各調査は教授会で報告され改善に努めている。例えば、学生の満足度の低い「サークル活動」については、予算配分の見直しを学生会に促し、遠征費の補助、サークル活動に必要な備品を調えるなどクラブ活動への参加・活動促進を図った。その結果、15%以上満足度が向上した。また「学校行事」についても平成30年度に行った「真間祭アンケート」を参考に改善の努力を促した。学生満足度調査の結果などから、学内LANの満足度が低いとの結果があった。そのため、令和4年度での工事を計画していたが、文科省の補助金が獲得できたため令和3年度3月に工事に着工し、年度内に工事を完了した。その他、学生の要望には応えるように努めている。スマートフォンで撮影した画像、作成した文書などの印刷、自転車置き場の利便性の改善など各種アンケート内容だけでなく口頭での要望にも適宜応えている。

留学生に対しては「昭和学院短期大学外国人留学生授業料の減免に関する規程」に基づき、授業料の30%を減免が実施されている。留学生の学習及び生活面については、学科・専攻の教員が教務課、学生課と連携をして、必要に応じて対応している。

社会人入学生の学習を支援する体制としては、まず入学前オリエンテーションで、全学生に対する指導の後、社会人入学予定者のためのオリエンテーションを行っている。他の大学等に在籍した経験のある者に対しては、既修得単位の確認を行う。また、今後の学習の不安や経済的不安等の相談に応じている。社会人学生は、これまでの学習経験の個人差も大きいため、入学後は担任等が個別に対応している。

障害者支援体制については、「障害のある学生のための修学支援に関する基本規程」「障害者の入学試験及び修学に関する規程」に基づいて実施され、障害のある学生のための修学支援委員会は学科・専攻から出された教員によって組織されている。入学希望者からの問い合わせには、保護者、本人同席のもとで事前相談を行う体制を整備している。入学後の相談に関しては、規程に基づき相談窓口を定め支援する体制がある。平成30年度、令和3年度、令和4年度に聴覚障害のある学生が入学する時「入学試験・修学配慮願」が高等学校から提出され、障害のある学生のための修学支援委員会と担当学科教員が本人、保護者、特別支援学校の担任と協議し、支援を行っている。

学生の社会的活動として、平成28年度に市川警察署と大学生ボランティアに関する覚書を結び、地域安全と犯罪防止活動に協力して取り組んでいる。それに伴い、ボランティアクラブも発足し、活動を行っている。また、教養科目として実習を取り入れた「ボランティア社会学（実習を含む）」の科目を配置して評価している。「ボランティア社会学（実習を含む）」の授業では、学生一人ひとりが身近な地域社会に対する問題意識をもち、ボランティア精神（社会的な課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則無報酬で公益を求める態度や姿勢）を身につけるために、個人及びグループでボランティア活動を計画し、各3時間以上実施し、最終回には報告会を行い、シラバスの評価観点に沿って成績を評価する。また、地域で活動・活躍している6つのボランティア団体等（例えば、市川市社会福祉協議会、市川子ども文化ステーション等）をゲストスピーカーとして招き、学生の自発的なボランティア活動を促進することを目的に、情報の共有や連携を密に行っている。キャリア創造専攻（生活クリエイション専攻）では、令和4年6月の降雹での梨被害に対しJA市川と提携し「雹被害梨の支援」として梨を使ったメニュー開発と全学生へ「あた梨（り）ちゃん」を配布しフードロス削減と地域支援に貢献した。また、大

学コンソーシアム市川にて実施された「キッズビジネスタウン®いちかわ」に平成5年度にこども発達専攻の学生2名、平成6年度にヘルスケア栄養学科の学生2名がボランティアと地域貢献活動を行った。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職支援に関しては、キャリア支援センターが中心に行っている。事務職員2名と各学科・専攻の教員等で構成されている。学科・専攻共通の就職セミナーの企画・運営を協議している。就職活動については、学科・専攻の専門性と直結することが多いため、担任を中心に学科・専攻で対応している。

就職課では就職情報が自由に検索できるよう学生の就職支援を行っている。求人情報は就職課にファイリングしており、学生は自由に閲覧できるようになっている。オンラインでの説明会や面接のために令和3年度にミーティングルームとして環境整備をし、ネットワーク環境も整え、学内でオンライン面接に参加する学生のための場所として、予約制で活用できるようにした。また、就職活動証明書を作成し、共有ファイルにあげている。

就職試験対策としては、就職セミナーを1年次に複数回実施し、実践的なグループディスカッションなどを行っている。学科・専攻の専門性や就職活動のピークに対応し、学科・専攻単位でセミナーを行うことが多い。また、筆記試験対策としてeラーニングを取り入れている。さらに、学科・専攻においては、教員による就職試験対策・面接対策のための個別指導が学生の要望に沿って適宜行われている。令和3年度より、それまで行ってきた一般常識とSPI適性検査に替えて、自己分析プログラムを導入した。本プログラムでは社会で求められる汎用的な能力・態度・志向=ジェネリックスキルを測定・育成することができるもので、振り返り講座で結果の見方、今後の生かし方などを学び、自分の基礎スキルを向上させることができる。

学生の資格取得支援としては、キャリア支援センターで行うものと、学科専攻で行うものがある。

キャリア支援センター公務員試験対策委員会では、平成29年度より公務員試験対策を行う予備校と提携し、「公務員試験合格教養講座」を設け、受講料の約50%を大学が支払うことで、希望学生の経済的支援を行っている。原則として1年生は水曜日の4・5限に、また2年生は土曜日に実施している。令和6年度は4月にオリエンテーションを実施し、2年生は4月から8月までに18回の開講、1年生は5月から3月までに40講座を開講した。2年生については、こども発達専攻9名の学生が公務員保育士一次試験を受験し、最終的には8名が合格した。合格率は、88.9%であった。

人間生活学科キャリア創造専攻では中学校教諭免許(家庭)をはじめ複数の資格を取得することができる。教員採用試験に際しては試験対策を1年次から授業および授業外でも実

施し、令和 5 年度は千葉県教員採用試験合格者 1 名、長崎県教員採用試験合格者 1 名を輩出し、令和 6 年度は千葉県教員採用試験合格者 1 名輩出した。国家検定であるブライダルコーディネーター技能検定前には試験対策の補講を実施して、4 名の合格者を出した。医療事務（メディカルクラーク）の資格試験は 4 名、調剤薬局事務は 5 名の合格者を出した。TOEIC のスコアが 500 を越えたものは 1 名であった。

キャリア創造専攻は、卒業時の就職状況を分析・検討した結果、内定時期が早いこと、就職先の業界が幅広いことが明らかになった。このことから学生の就職先の希望と学びを生かした就職ができるように業界毎に分けたキャリアデザイン演習（2 年前期開講）を実施するなど就職指導体制を整えてきめ細かい就職支援をしている。また、学生から就職活動状況調査を行い、就職試験内容（個人面接、グループ面接、適性試験、web 試験、グループワーク、グループディスカッション等）等企業毎の傾向を把握し、次年度の指導に役立てている。前年度同様、令和 5 年度もオンラインインターシップと学内でのインターンシップも実施し、学生は、仕事の内容や職場環境を知るとともに働くことの意義を考え、自分を成長させる機会となった。その結果、卒業生 29 名のうち 26 名が就職を希望し、アパレル・食品販売等 13 人（50%）、営業・事務職 7 人（26.9%）、サービス業 4 名（15.4%）、教育 2 名（7.7%）であり、就職内定率は 100%であり、8 年連続 100%を継続している。

こども発達専攻では、令和 3 年度からスタートした「しょうたん保育フェア」を、令和 5 年度も引き続き開催し、卒業生が在職する幼稚園・保育園・認定こども園の関係者を招き就職説明会を行った。2 年次は必修とし、1 年次についても 2 年間のキャリア意識の醸成を見据え、任意での参加を促した。また、担任が個人面談を通して学生の思いに添った具体的な就職情報提供と就職活動方法を随時丁寧に説明し、学生の興味関心を深めていった。このように一人一人の学生のニーズに即した就職活動支援を行った。

令和 5 年度、卒業生 56 名のうち 54 名（96.4%）が保育士証の資格と幼稚園教諭の免許を両方取得した。卒業生のうち幼稚園（16 名）、保育所（20 名）、公務員保育士（8 名）、認定こども園（5 名）、事務職（2 名）、行政職（1 名）、その他福祉職（4 名）に就職し、就職希望者（55 名）の就職率は 100%となった。

ヘルスケア栄養学科の就職希望者は 81 名で内定率は 100%である。内訳は、栄養士 68 名、その他 13 名である。栄養士としての就職先は、公務員（非常勤含む）2 名、給食委託会社 52 名、準直営病院 1 名、直営施設（保育所など 5 名、病院 6 名、高齢者福祉施設 2 名）である。その他については、事務職 7 名（うち公務員 1 名）、飲食 4 名、その他接客・販売など 2 名（うち栄養士免許を活かした就職を含む）の就職であった。就職状況を分析・検討したところ、栄養士就職率（栄養士免許を活かした就職を含む）は 87.7%となっており、他の栄養士養成施設に比べ高かった。

ヘルスケア栄養学科では、学科内で就職担当を決め、担任や就職課と連携をとりながら、就職担当が中心になり相談等に応じている。実際の栄養士の仕事をもっと知りたいという学生の希望と就職験にグループディスカッションが加わってきている点を考慮し、平成 28 年度より栄養士実践演習 I・II（令和 4 年度より栄養士実践演習）において先輩栄養士の講話やグループディ

昭和学院短期大学

スカッションの授業を取り入れた。平成 30 年度からは 1 年次に職場見学を取り入れた。新型コロナウイルス感染の影響から 1 年次夏に実施する職場見学は令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染の影響から中止していたが、令和 6 年度は 9 施設で実施した。から引き続き中止とした。また令和 2 年度からは給食委託会社を中心にした企業による学内合同説明会は、1 年次の終わりに実施している。令和 6 年度は 16 社を招いて実施した。

進学及び留学に対する支援について、次のとおり実施している。

進学希望者に対しては、キャリア支援センター及び担任が支援を行っている。令和 6 年度における進学者は 1 名であった。他大学等から受けた編入学等の案内は 53 件である。その内訳は、入学案内 12 件、編入学案内 46 件（うち指定校推薦 32 件）、その他（編入学へ向けた通信添削講座等の案内）5 件であった。編入学等の募集要項や学校案内は、食堂 2 階の進学情報コーナーにて開示し、学生、教職員が自由に閲覧できるコーナーを設置している。また、問い合わせがあったときは、過去の入試情報などを提示している。新たな取り組みとして、学生が適宜進学情報を閲覧できる事を目的として、本学ポータルサイトに進学のパナーを設け情報発信に努めた。

留学については学生生活支援センターが中心となって、学科・専攻の教員が加わって支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

特になし

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教員の組織は、各種法令や本学規程に則り、各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて編成している。教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、厚生労働省等の関係法令等を遵守し、その改正等にも適切に対応している。また、幼稚園教諭二種、中学校教諭二種（家庭）、栄養教諭二種の免許状を取得できる教員養成の認定課程を置く短期大学として、また、指定保育士養成施設、栄養士養成施設として関連法令及び設置基準等を遵守している。実習・実験等の科目については、必要に応じ助手が補助し、安全確保ならびに学習援助に努めている。ヘルスケア栄養学科で採用している助手は、養成施設の基準である管理栄養士資格（2名以上）を有している。

短期大学及び学科・専攻の専任教員は、短期大学設置基準別表第一（第22条関係）に定める教員数及び教授の人数を充足している。また、指定保育士養成施設指定基準に定める保育士養成に必要な教員数と、栄養士法施行規則に定める栄養士養成に必要な教員数と助手の人数、及び教育職員免許法施行規則に定める上記の免許状に必要な教員数を確保している。

専任・非常勤教員の配置はカリキュラム・ポリシーを実現するため、できるだけ専任教員が主要な科目を担当するよう配慮し、非常勤教員はそれぞれの専門分野の業績、社会的活動等の実績を活かした科目を担当している。

専任教員の職位については、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の定める基準に準拠し「昭和学院短期大学教員資格基準」を定めて運用している。教員の採用は、「昭和学院就業規則」及び「昭和学院短期大学就業規則」に従っている。また、年齢構成等のバランスも考慮している。採用時の教員身分は「昭和学院短期大学教員資格基準」に基づき、教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとしている。さらに昇任人事は、「昭和学院短期大学教員資格基準」に則り、教授会の議を経て学長が決定し、理事長の承認を得るものとしている。なお、専任教員の学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は本学の本学ホームページ上の「公表情報」において公表している。

非常勤教員の採用に関しては、専任教員採用に準じて審議し、短期大学設置基準の規定を遵守している。

指導補助者は配置していない。

表Ⅲ-A-1 教員組織の概要（人）（令和6年5月1日現在）

学科・専攻名	専任教員数	設置基準で定める教員数	助手	教員 非常勤	備考

昭和学院短期大学

		教 授	准教 授	講 師	助 教	計	[イ]	[ロ]			
人 間 生 活 学 科	キャリア創 造専攻	4	1	0	0	5	4 (2)	4 (2)	0	20	家政関係
	こども発達 専攻	3	4	0	1	8	4 (2)		1	15	家政関係
	ヘルスケア栄養学科	3	3	0	2	8	4 (2)		3	16	家政関係
(小計)		10	8	0	3	21	12 (6)	—	4	延 べ 51	
[ロ]							—	4 (2)			
(合計)		10	8	0	3	21	12 (6)	4 (2)	4	延 べ 51	
構成割合 (%)		47 .6	38.1	0	14 .3	10 0					

* [イ]と[ロ]は短期大学設置基準第 22 条関係の別表第一による。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく授業科目を担当し、担当科目の関連分野を研究上の専門として成果をあげている。著書、学会誌等への論文掲載、学会発表等の学会活動の他に、公開講座や講演会の講師等の社会貢献も研究活動の一環として行っている。

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得では、科学研究費補助金の採択は、令和 5 年度は 2 件、令和 6 年度は新規 1 件、継続 1 件であり、今年度はどちらも研究分担者での採択であった。そのほかの外部研究費の獲得はなかった。また、大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォーム協議会共同研究事業は、令和 6 年度は 0 件であった。

専任教員の研究活動に関する規程として、研究日については「昭和学院短期大学就業規則」に、研究費・研究旅費については、「昭和学院短期大学教員研究費規程」、「昭和学院短期大学教員研究費規程細則・研究旅費規程細則」に定められている。

研究倫理に関する規程として、「昭和学院短期大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」や「ヒトを対象とする研究倫理規程」等が定められ、研究倫理運営委員会が置かれている。令和 5 年度の「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査」申請は 0 件、令和 6 年度は 3 件であった。そのうち 1 件が承認され、2 件は審査継続中である。さらに毎年事務

担当者が科学研究費助成事業の説明会に参加した後、研究費等の支出に関わる説明会を全教職員対象に開催し、昭和学院短期大学コンプライアンス教育が実施され研究倫理を遵守するための取り組みが実施されている。

研究成果を発表する機会として、昭和学院短期大学紀要を確保している。紀要の発行は毎年1回以上行っており、主たる執筆者の対象は専任教員だけでなく非常勤講師も含む。令和6年度の研究成果として紀要に研究論文8報が掲載された。

専任教員が研究を行う研究室を整備しており、研究等を行う時間として助教以上の教員に週2日の研究日を設けている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、「学校法人昭和学院就業規則」「昭和学院短期大学教員研究費規程」及び「昭和学院短期大学教員研究費規程細則・研究旅費規程細則」が適用される。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

事務組織については、「昭和学院組織規程」の事務組織図により明確である。また、事務職員の職務内容については、「昭和学院事務分掌規程」に定めている。事務分掌には、総務課、経理課、管理課、学生課、入試・広報課、就職課、教務課、図書館事務室、SD推進課の各部署の分担が示されており、事務長を統括責任者とする職務上の責任が明確になっている。なお、人事、給与、経理に関する事務の多くは事務局長を責任者とする法人事務局が担当している。

各担当職員は事務分掌に従い、それぞれの分野において、専門的知識の習得に努め、専門的な職能を有している。事務職員は適切に業務を遂行しており、円滑な運営によって学生の学修成果獲得の向上に貢献している。事務職員は、専門性を高めるために研修の機会を確保し、一人一人の職員が幅広い専門性を身に付けるために、業務を共通理解する研修や業務マニュアルの作成に努めている。法人内の学校を異動することによって、能力や適性を十分に発揮できるような配慮も行われている。また、常に効率的な執務環境づくりを意識し、令和元年度には事務室の照明のLED化と部屋の拡張改修工事を行った。

事務関係諸規程については、昭和学院規程集に「昭和学院組織規程」「昭和学院短期大学管理規程」をはじめ事務組織に係る諸規程を整備している。また毎年行う自己点検・評価に併せて見直し、必要な改定を行っている。

事務部署においては、事務職員全員にPCが支給されている。事務室、教務室など部門ごとにプリンタ、コピー機など情報機器や文書管理のための書棚などが整備されている。

事務職員は毎年、業務の見直しや事務処理の改善を図っており、多くの事務処理はコンピュータによって効率化が図られてきている。教務システム（平成28年度）やWEB出願（令和3年度）の導入によって、学籍簿や成績管理に基づく各種証明書の発行等事務手続きが効率的になった。また、学生の学修成果の獲得が向上するように、各学科・専攻、授業担当教員及び教育サービスセンター（教務委員会）、ICT教育センター等と連携しながら、シラバスの確認や教育機器の充実、就職情報の収集などに努め、奨学金担当と連携して学生の学修環境を整えるための一助にもなっている。特に図書館においては、図書館やラーニングルー

ムの授業利用において、各教員との連携が欠かせないため、日頃からの連絡体制を整備して連携強化を図っており、コンピュータ室、メディア室、視聴覚室、セルフスタディスペースについても、機器の準備や使用する教員へのフォローを教員と事務職員が連携して行っている。就職課とキャリア支援センター並びに各学科専攻の教員との連携によって、学修成果の一つである就職率も8年連続で100%を達成している。

学生の成績記録は「成績記録は教務システムにより管理する。卒業時には、成績原簿を学籍簿とともに印刷して管理する。同時に、教務システム上のデータを外付けのハードディスクに保管する。以上2種は、教務課が保管する。」と示された教務要項に基づき適切に保管している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学では、学生の学修成果の獲得が向上するように学生の学び等を支援するセンターとその下部組織として委員会を設けている。教育サービスセンター（教務委員会、カリキュラム委員会）、学生生活支援センター（学生会クラブ支援委員会、障害のある学生のための就学支援委員会、保健衛生・環境美化委員会、学生相談室など）、キャリア支援センター、図書館センター（図書館運営委員会、研究倫理運営委員会、教育・研究・FD活動委員会）、ICT教育センター、教育実習委員会等が学生の学びをサポートしている。これら各センター・委員会が行うそれぞれの支援については、各学科・専攻の教員等と連携を密に図りながら支援が実施され、学生の成長に寄与している。また、IR室や教育改革委員会などが、学生の成長・変化を可視化する様々なデータを集計、分析し、連絡協議会や教授会で報告の上、各専任教員と連携しながら学生の指導の改善に取り組むなど、学生の学修成果の獲得の向上に向け、組織的に推進する体制が整っている。また、学生の学修成果の獲得が向上するように、各学科・専攻、授業担当教員及び教育サービスセンター（教務委員会）、キャリア支援センター（就職関係）、ICT教育センター等と連携しながら、シラバスの確認や教育機器の充実、就職情報の収集などに努め、奨学金担当と連携して学生の学習環境を整えるための一助にもなっている。特に図書館においては、図書館やラーニングルームの授業利用において、各教員との連携が欠かせないため、日頃からの連絡体制を整備して連携強化を図っており、コンピュータ室、メディア室、視聴覚室、セルフスタディスペースについても、機器の準備や使用する教員へのフォローを教員と事務職員が連携して行っている。

就職課と就職指導委員会並びに各学科専攻の教員との連携によって、学修成果の一つである就職率も8年連続で100%を達成している。

教育研究活動等に係る責任の所在は「昭和学院短期大学センター・委員会規程」「昭和学院短期大学学内組織」図により明確である。教員分掌には全教員の学科・専攻を越えた横断的組織である委員会と委員会を束ねるセンターがある。また、センターに所属しない規程に基づく組織として、IR室、連絡協議会、教育改革委員会、自己点検・評価委員会、防火・防災委員会、奨学金委員会などがある。それぞれのセンター・委員会では、センター長、委員会では委員長が職務上の責任者となっている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

SD 活動については、SD 活動推進に関する規程を整備し、事務組織の中に SD 推進課を設置して活動を進めている。活動内容は、能力向上、新しい情報の収集・伝達、事務処理の向上等に関する研修を計画的に実施している。

令和 6 年度も、SD 推進課主催で研修会を設定し、教職員にも参加してもらうことで、SD・FD 共同の研修会を行うことができた。具体的には、SD 推進課主催で「第 1 回 SD・FD 活動～電子黒板の使い方～」研修を全教職員対象に実施し、授業改善並びに会議の効率化の一助とした。さらにオンラインで、令和 6 年度大学コンソーシアム市川第 1 回共同 FD 研修会に参加し、大学連携の現状を知り、併せて識見を高めることができた。なお、全ての研修会において対象者全員の参加を義務付けており、出張等により欠席した教職員には、録画（録画のないものについては配付資料）を視聴後、レポートの作成を課している。

SD 活動の記録は、委員会記録として学長へ報告され、全教職員にも配付され、いつでも活動状況を振り返ることができるようになっている。また、外部の研修に参加し、自己啓発を図るとともに他の職員への情報提供や情報交換を行っている。

事務職員は各委員会や担当教員との間で、外部からの様々な連絡の取り次ぎや教務に関わる日常の事務処理等について意思の疎通を図っているが、SD 活動は学生支援の充実や最新の情報収集、教育研究活動等の支援に有効である。

FD 活動に関しては、「昭和学院短期大学 FD 活動委員会規程」が定められ、教育・研究・FD 活動委員会が置かれている。FD 活動の一環として定期的な授業評価が実施され、その結果を受けて授業・教育方法の改善につなげている。全授業に対して学生による授業評価アンケートを実施している。評価結果を教員相互が閲覧できるようにし、評価結果を分析して教授会で報告して HP で公表している。評価結果の振り返りは、授業実施報告書に記載され、授業改善に生かされている。また、「昭和学院短期大学専任教員業績評価規程」に基づき、学園祭の時に、該当教員に教育優秀賞の表彰が行われている。また、授業・教育方法の改善につながる新たな設備などが導入された際には FD 活動の一環として説明会及び講習会等を実施している。

具体的な FD 活動としては、第 1 回「教職員向けセキュリティ診断結果報告とセキュリティ講習会」、第 2 回「～電子黒板の使い方～」(主催：SD 推進課)を実施。第 3 回では 2024 年度大学コンソーシアム市川 第 1 回共同 FD 研修会「数理・データサイエンス・AI 教育の取り組み」、第 1 部 2023 年度活動報告会、共同研究報告「共生のための文化芸術プログラム (ACCS = Art and Culture for Convivial Society)」, 第 2 部「東京医科歯科大学におけるデータサイエンス教育への取り組み」に参加。第 4 回も 2024 年度大学コンソーシアム市川 第 2 回共同 SD オンデマンド研修会「卒業時の平均学生満足度～各大学の状況とその要因～」に参加した。すべての講習会において、教員全員の参加を義務付けている。出張等により欠席した教員からは、録画（録画のないものについては配付資料）を視聴後、作成したレポートを受け取った。

指導補助者の研修については、「昭和学院短期大学教育サポートスタッフ取扱規程」に基

づき、資格や業務について定め、適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

本学の教職員の就業に関する規則は、「学校法人昭和学院就業規則」に定められている。育児休業等に関する規程や介護休業等に関する規程、倫理規程等も整備されている。

改正新版の就業規則は、グループウェアにて全教職員に公開し、周知徹底を図り、それに従って適正に管理している。また、必要に応じてその都度メールを配信して周知している。

平成 28 年度には、学校法人昭和学院が職員団体と三六協定を締結することに合意し、平成 29 年 4 月 1 日から、短期大学教員(助教以上)は裁量労働制をとることとなった。これにより、短期大学教員の労働実態を実際的なものとし、変形労働制をとる職員(助手、事務職)と併せて現実的に人事管理ができるようになった。具体的には、変形労働制をとる職員は毎月、裁量労働制をとる教員は 3 ヶ月に 1 度勤務表を提出させ、その労働実態を把握して適切な人事管理に努めている。また、令和 6 年 4 月から、学校法人昭和学院 育児・介護休業等に関する規則 第9章 所定労働時間の短縮措置等 第19条(育児短時間勤務)について見直しを図られ、子を養育する職員の環境がより一層改善された。

教職員の採用、昇任は「学校法人昭和学院就業規則」と「昭和学院短期大学教員資格基準」に基づいて行われている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、65,091 m²であり、短期大学設置基準第 30 条に示されている校地基準面積(3,400 m²)を上回っており、学生間の交流が行えるなどの教育にふさわしい環境として生活館 2 階の学生ホールや多目的室Ⅱ、を有している。また、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で、運動場、体育館、学生センター棟、図書館のラーニングルーム等を有し、法人共有の施設として伊藤記念ホールを有している。寄宿舎はないが、賃貸仲介業者と契約を結び、学生がマンション等を借りる場合、敷金を賃貸仲介業者と本学で半額ずつ補助して学生の負担軽減を図っている。運動場は、38,030 m²であり、短期大学設置基準第 27 条の 2 を充足している。体育館は、704 m²の面積を有している。

専用校舎面積は、12,773 m²であり、短期大学設置基準第 31 条別表二の校舎基準面積(3,100 m²)を充足している。短期大学が専有する校舎は、本館、新館、栄養館、特別館、生活館、附属図書館、附属栄養科学研究所、学生センター棟の 8 棟であり、教育研究に支障のないよ

う、教室、研究室等必要な施設を備えている。

また、校舎の敷地に学生が交流、休息等ができるようにベンチを設置している。

校地・校舎の障害者対応についての現状は、表Ⅲ-B-1 のとおりである。

表Ⅲ-B-1

障害者対応設備	設備場所
スロープ	附属図書館、附属栄養科学研究所の出入口に車椅子対応として設置
エレベーター	伊藤記念ホールに1機設置
手すり	校舎内の主要な階段、本館正面玄関の階段に取り付け
多目的トイレ	附属図書館（簡易オストメイト利用可能）、伊藤記念ホール
点字ブロック	短大正門前

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しており、面積はいずれも充足している。また、保育士及び栄養士養成施設、衣料管理士養成校としての施設設備の要件はすべて満たしている。講義室12室、演習室（ピアノ練習室を含む）9室、実験・実習室10室、情報処理学習室（コンピュータ室）1室、語学学習施設（メディア室）1室、視聴覚室1室、附属栄養科学研究所1室、多目的室2室、附属図書館ラーニングルーム1室があり、生活館2階は自習スペース（アクティブラーニングスタジオ）としても利用可能である。また、専任教員が研究を行う研究室を整備しており、各研究室には有線によるネット環境が整備されている。

専門職学科並びに通信による教育は実施していない。

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。ほぼすべての教室にプロジェクタとスクリーンを備えている。コンピュータ室にはPC49台、メディア室にはPC49台と電子黒板を設置しており、授業時間以外は学生の自主学習のために開放している。また、保育士、栄養士を養成するために使用する実験・実習・演習室には、各授業に対応できる機器、備品を備え、養成施設基準を遵守している。令和2年度に、人間生活学科キャリア創造専攻では学生のICT教育の充実のために、タブレット型のPCを85台購入し専攻の全学生に貸与している。また、各学科専攻では授業内容の必要に応じて大型モニターの各教室への配備を行っている。

令和3年度、短期大学内でネットの利用方法がオンデマンド動画や同時配信ライブなど情報量の多いものへと変化し、また情報機器の増大に伴い、トラフィック量が増加した。そこで、通信の安定化を図るために、光ケーブル・スイッチ・アクセスポイント・ハブ等敷設工事を行い、学内LANを10Gbpsに対応したLAN設備へと更新を行った。また、遠隔授業や分散授業を行う、各講義室、演習室、実験室、実習室、研究室にて無線LANが十分に機能するように、アクセスポイントを増やし、学生、教員の情報機器の利用環境改善を図った。

附属図書館は、面積713㎡、2階建てであり、短期大学設置基準第28条を充足している。また、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備しており、短期大学設置基準第29条を充足している。

資料収集・管理については「昭和学院短期大学附属図書館資料収集・管理規程」及び「昭

和学院短期大学附属図書館資料除籍規程」で定めている。図書を収集する場合は、年度当初に図書館運営委員会を開催し、図書費予算のうち資料費を各学科・専攻及び附属図書館に配分している。各学科・専攻及び附属図書館が購入資料を選定することで設置学科及び学生に必要な資料を系統立てて購入し、整理、提供している。雑誌（特に学術雑誌）については年度分をまとめて書店に提示するため、必要がある場合は12月頃に委員会を通じ各学科専攻で課程に必須な雑誌の購入検討をしている。なお、資料については、授業及び学生の福利厚生等に利用・提供できるよう、図書館システムによって入力・整理され、OPACに反映される。またこのOPACは学生のスマートフォンからも利用できる環境を整えている。増加が見込まれるデジタル発行物購入への常時対応、提供については予算構成を含め、今後の課題である。

除籍・廃棄システムでは「除籍資料リスト」を作成し、図書館運営委員会の議を経たのち、学長決裁を受けて、市川市クリーンセンターへの搬入または産業廃棄物処理業者への委託などの方法で廃棄を行っている。

他短期大学図書館等との連携・協力は、紹介状による館内での資料利用対応、ILLによる現物貸借・文献複写への対応を相互に行っている。

多様なメディアを高度に利用するために、教室等以外にアクティブラーニングスペースを整備している。動画撮影用のカメラ、簡易舞台、照明を設置し、映像投影用の大型モニター・プロジェクタが整備されている。人間生活学科こども発達専攻の様々な演習の撮影、オンデマンド授業用の動画撮影に利用されている。また、各研究室には学内LAN、PCが整備されておりオンライン授業に利用されている。令和5年度末に、新館3階の閉架書庫を多目的室としてリニューアルし、電子黒板2台購入し、アクセスポイントを増設して、教育施設の充実を図った。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

施設設備の維持管理に関する規程等については、財務諸規程の整備を行い「経理規程」、「備品規程」、「固定資産及物品管理規程」、「固定資産及び物品調達規程」を制定している。さらに本学院の健全な経営を図るためこれらの規程に従い、物品や施設設備から固定資産に至るまで、教職員は適切な維持管理に努めている。

火災、地震対策、防犯対策に関連する諸規程については、昭和学院短期大学管理規程の中に「昭和学院短期大学危機管理体制」、「昭和学院短期大学消防・防災計画」を定めこれを実行している。特に火災、地震対策については学内に「防火・防災管理委員会」を設置し、毎年「昭和学院短期大学消防・防災計画」を作成している。さらに、より具体的な危機管理マニュアルも作成して教職員間で共有するとともに、ホームページにも掲載して様々な災害時においても状況に合った適切な対応が出来るよう平時から務めている。

さらに、災害時の備蓄品も計画的に常備している。学生と教職員用にサバイバルキット、ペットボトルの水、毛布、生理衛生用品を備えているほか、学内にある飲料自動販売機については、災害時に無料で品物が提供されるタイプのものを設置している。令和2年度には、災害時の電源確保のため、ポータブル電源及び防災タワー1台を、栄養館玄関に設置した。

さらに令和3年度は、災害時の電源確保のため、大学コンソーシアム市川の共同購入で発電機4台・非常用食料・飲料水等を、奨学会費で生理用品を購入した。非常用食料は、SDGsの取組の一環として「みどりの救缶鳥+プラス」を購入した。令和4年度も共同購入で、LED充電式投光器2台、災害用トイレ4台、非常用食料・飲料水を購入した。SDGsの取組の一環として「みどりの救缶鳥+プラス」を購入した。令和5年度は共同購入で、防災備品等を保管するための倉庫と引き続き「みどりの救缶鳥+プラス」、飲料水等を購入した。令和6年度は非常用飲料水と備蓄品等を一括管理するための棚を購入した。

火災・地震対策のための点検・訓練について、消防設備は定期的に専門業者に点検を依頼し整備を実施している。施設設備の安全点検は、毎月、各担当が安全点検表に記録し、事務長が把握し順位を決めて、計画的に修繕を行っている。なお、本学院の校舎はすべて耐震基準を満たしている。さらに市川市東消防署職員を招致しての避難訓練と災害時の非常設備の設置訓練(簡易トイレの設置、発電機の始動と照明器具の点灯等)を隔年で実施している。

防犯対策については、防犯カメラを設置し、職員による日直業務として校舎内巡視を毎日行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、「昭和学院短期大学情報セキュリティ対策基本方針」「昭和学院短期大学コンピュータシステム利用規程」「昭和学院短期大学無線LAN利用規程」「学生個人情報保護要項」「学生個人情報保護適正管理に関する措置」に基づいて行われている。教職員や学生用のコンピュータがLANに接続した場合には、認証サーバがコンピュータ内にインストールされた証明書によって、許可されているLANに所属させるため、セキュアな環境となっている。不正メールなどによる脅威に関してはグループウェアのメールシステムが危険なメールをブロックし、また学内のPCのOSはWindows10とWindows11のため、アクティブに保護されている。万が一に備え、コンピュータ室(S101)で利用されているコンピュータに関しては、環境復元ソフトを導入することにより授業に影響を及ぼさないように配慮している。マルウェアなどに関する最新情報を知らせるなど、コンピュータセキュリティに関する意識を高めている。平成3年度には情報セキュリティ講習会「情報セキュリティインシデント対応手順」を実施した。令和4年度より年度末に「教職員向けセキュリティ診断」を行い、結果をもとに、4月にはその評価を教授会にて行うこととした。ホームページに関しては、専門業者のサーバを利用し、HTTPSにより、WebサーバとWebブラウザの間の通信が暗号化されており、通信経路上での盗聴や第三者によるなりすましを防止している。オンライン授業等で、学内のみならず、自宅でのネットワークの利用機会が増えたため、関係官庁からのセキュリティに関する注意喚起を行っている。また、ホームページの安全性の確保のため、セキュリティ診断を行い、改善を図った。

省エネルギー・省資源対策としては、学内の使用していない教室・廊下・トイレ等の電灯を消し、空調機の冷房温度は28℃、暖房温度は19℃(国の推奨値)に設定し節電に努めている。また、学内の連絡はグループウェアで行い、添付ファイルを利用する等、紙の節約に努め、令和2年度には、創立80周年記念事業として、短大内照明の全面LED化を実施した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

図書館のデジタル書籍導入にむけて検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて、情報環境を整えている。令和5年には、今後ますますデジタル技術を活用した教育・研究・支援事業などの要請が高まることが予想されることを踏まえて、新たにDX推進基本計画として策定した。グループウェアでは、学習に必要な機能をクラウド経由で提供できるようにしている。学生便覧やシラバス、資料の配付、メール、チャット、オンライン授業などに活用されている。ネットワークを利用した教材の配付、映像資料の閲覧、アンケート調査などに広く活用している。また、実験・実習科目に助手を配し、学生に対する技術サービス・専門的な支援の充実を図っている。講義室・実験室・演習室にはプロジェクタ、及びスクリーンやモニターが設置されている。

アクティブラーニングスタジオは学生のプレゼンテーションの能力向上に役立っている。自学学習用に学生ホール内のSSS(SelfStudySpace)には電源ポートを設置するなど利用環境が整備されている。また、附属図書館にもコンピュータが整備されており、学生の利便性を高めている。各学科・専攻で修得できる資格の養成校として必要な設備は整えられている。キャリア創造専攻では、フードコースのための調理室(104)、フードコーディネート演習室(103)が、調理技術の習得やテーブルコーディネート、接客サービスの練習などに利用されている。また、ファッションコースはファッション造形実習室(402)、ショップ型教室『ChouChou』(401)等を整備し制作からディスプレイ・販売までの学習を行っている。メディア室(S201)では、グラフィックや動画編集のソフトを扱う授業を行うため、アプリケーションに適したスペックのPCを昭和学院短期大学DX推進基本計画に基づき、整備している。

人間生活学科こども発達専攻では、ピアノの練習ができるよう平成30年度に210教室を新たに整備し、ピアノ演習室Ⅰ(209)・ピアノ演習室Ⅱ(210)・音楽室(224)に合計28台のピアノを配置した。授業においては、個人指導とグループ指導を適宜有効に使い分けることができ、自主練習においても学生が積極的に活用している。また、プレイルーム演習室(308)、ベビーケア演習室(109)を保育士としての実践的な技術習得のために整備している。

ヘルスケア栄養学科では、栄養士として必要な技術を習得するために調理学実習室(123)、給食管理室(122)、栄養学実習室(E206)があり、いずれも適切に整備されている。

学生の情報技術の向上に関しては、必修科目として教養科目に「コンピュータ基礎演習A・B」を置き、基礎的な情報技術の向上を目指している。各学科・専攻の教育課程編成に応じ「アパレルコンピュータ演習」「消費者調査法」「教育方法」などを開講し、専門的な情報技術の向上にも取り組んでいる。令和3年度、本学情報教育「Society 5.0に向けた栄養士・保育者・ビジネスのためのICT教育(数理・データサイエンス・AI教育)」は、文部科学省

「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に認定された。なお認定の有効期限は令和 8 年 3 月 31 日までとなっている。

また、教職員に関しては、ICT 活用委員会の教員によって、必要に応じてトレーニング・サポートを行っている。平成 27 年度「アクティブラーニングスタジオ利用法」、平成 28 年度「メディア室リニューアル」、平成 29 年度「インタラクティブホワイトボード利用法」、平成 30 年度「メディア室双方向授業への活用」、令和元年度「グループウェア Office365 のフォーム機能の利用法」、令和 2 年度「スマートフォン・タブレット PC で利用しやすい Microsoft365 の Sway の利用法」、「オンライン授業のための講習会（Microsoft365 の SharePoint、Stream の利用法）」、令和 3 年度「Microsoft Teams 授業内活用講習会」を全教職員に対して行い、情報技術の向上を図った。

技術的資源と設備の両面においては「昭和学院短期大学特別館管理・使用規程」に基づき、各学科専攻の教員で構成される ICT 活用委員会によって、予算作成の計画段階より、見直し、調整を行い、維持、整備し、適切な状態を保持している。情報技術的資源に関しては外部業者などから最新の情報を獲得し、メンテナンスに努めている。また、情報技術的資源と設備に関しては、機器の劣化や機能拡充のため、毎年度特別に予算化されており、機器の利用状況、整備状況、学習内容などに応じて整備されている。令和 5 年度はメディア室の PC (10 台) 及び、天吊りモニター (2 台) の入れ替えを行った。また、ネットワークに関しては学生の Wi-Fi の利用が年々増加していくことを踏まえ、昭和学院短期大学 DX 推進基本計画を策定し、ネットワークに関しては SINET を利用したインターネットアクセス、学内 LAN の光回線の 10Gbps への改修、アクセスポイントの増設と情報コンセントの増設を行った。

各学科・専攻の要望を取り入れ、技術的資源・設備の分配の見直しの必要性を確認し、予算編成時だけでなく適宜検討している。平成 29 年度にはこども発達専攻の学生のために、それまで主にコンピュータ学習用に利用していた SSR (Self Study Room) (201 教室) を自学学習室からピアノ練習室へと用途変更をした。これにより練習用ピアノの台数を増やすだけでなく、効率よく教員がピアノの指導を行えるようになった。SSR は生活館 2F に移転し SSS (Self Study Space) に改称した。キャリア創造専攻の学生に対しては 1 人 1 台の PC の貸し出しを行っている。また、その他の学科専攻の学生には要望に応じて、オンライン授業に利用する PC の貸し出しを行っている。

全教職員には一人一台のコンピュータが配付されている。非常勤講師が資料作成などで活用できるように教務室にはコンピュータとプリンタ、貸出用ノート PC も配備している。また、各学科・専攻では、それぞれの教育課程に必要なコンピュータや学生貸出用ノート PC、タブレット PC を所有している。事務職員には一人一台のコンピュータを配付している。さらに教務事務を円滑に行うための教務システム専用 PC も各学科・専攻及び事務に配備している。また役割に応じた学内 LAN に接続することにより、能率よく授業や学校運営に活用している。故障や OS のアップグレードなどには ICT 活用委員会で対応している。教員ポートフォリオ作成に本学教務システムを活用し、また事務においては、休暇申請・出張申請などをオンラインで行えるようにし、作業の軽減・情報の共有化を図った。

学生の学習支援のために、学内 LAN を整備しており、コンピュータ室 (S101)、メディア室 (S201) では教室内の LAN を構築している。また、ゲスト系 LAN (無線 LAN) を通じて本学グループウェアにアクセスすることができる。グループウェアでは、メールや Teams を利

用しての教職員との連絡、履修要項・シラバス・避難経路、教員からの資料配付、課題提出、学生のデータ保存など学生の学習支援に活用されている。また、MicrosoftOffice を利用することもできる。令和 3 年度オンラインでの授業に対応するため、学内 LAN の機器の更新を行った。光ケーブル、LAN ケーブル、スイッチ等を高速化、アクセスポイントの増設も行った。

多くの教員がコンピュータ・スクリーン・プロジェクタを活用した授業を行っている。「コンピュータ基礎演習 A・B」などでは学生へのデータ配付に LAN の NAS サーバを利用している。授業内確認テストには Forms を利用し、セキュリティに関する授業を行う際は IPA や警視庁のインターネット上の最新の動画を利用している。また、授業に e-ラーニングを導入するなど、新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行っている。令和 2 年度からは、コロナ禍の授業の取り組みもあり、Microsoft365 を広く活用するようになった。新しい情報技術として Teams を利用し双方向のオンライン授業を行っている。また、学習環境などを考慮し、動画によるオンデマンド授業も実施している。令和 3 年度よりキャリア創造専攻の学生全員へ 1 人 1 台のノート PC を配付したことにより、履修登録の迅速化、授業ノートとしての活用、授業内での調査や実験データの集計・グラフ化・分析、パワーポイントを利用したプレゼンテーション資料の作成、オンラインでの資料共有によるプレゼンテーション、WEB 面接の練習、Teams を利用したきめ細かい指導や連絡、課題の伝達や課題提出など新しい情報技術を活用した効果的な授業や指導を実施した。職員は、一人一台の PC を支給され、Microsoft365 を利用して、文書作成、データ処理、メールや Teams を活用した連絡などに活用している。また、教務事務に関しては教務システムを導入し利用している。

学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うため、コンピュータ室、メディア室、視聴覚室、合同教室が整備されている。

コンピュータリテラシー向上のため、コンピュータ室(S101)に教師用コンピュータ 1 台、学生用コンピュータ 48 台が導入されている。49 台のコンピュータは LAN で結ばれており、教師用 PC で学生へのデータの配付・回収などに活用している。Microsoft Office がインストールされており、ドキュメント作成、データ処理・プレゼンテーションなど各学科・専攻の特性に合わせた授業を行えるよう整備している。また、プリンタ複合機が置かれ、学生は自由に印刷をすることができ、学生のレポート作成に利用されている。また、スマートフォンや学生の持ち込み PC からの印刷も可能で、実験・実習の際に撮影された画像データ、提出用レポートなどが印刷されている。

英語力向上を主たる目的とする施設として、メディア室 (S201) があり、教師用 1 台と学生用 48 台の計 49 台のコンピュータが LAN で結ばれている。Office のほか画像処理ソフトウェアもインストールされている。ハードウェアとしては、作画のためのペンタブレットや電子黒板も導入している。昭和学院短期大学 DX 推進基本計画に基づき、令和 3 年度にはより高度なグラフィックや動画編集を行うため、メディア室の PC5 台、令和 4 年度には 16 台、令和 5 年度、6 年度にはそれぞれ 10 台を追加更新した。令和 4 年度にはプロジェクタも更新した。

視聴覚室 (S301) には大型スクリーン、プロジェクタ、書画カメラが導入されている。DVD やブルーレイディスク、インターネットなどの動画を視聴可能となっている。

合同教室 (304) では、プロジェクタとスクリーンそれぞれ 2 台ずつを設置し、それぞれ

のスクリーンに同じ内容の映像、画像、プレゼンテーション資料を表示するだけでなく、別々の資料を表示することができ、学生が効果的に学習できるように整備している。

令和 5 年度末に、多目的室を新設。相互にリンクする電子黒板 2 台導入しマルチメディア室としての役割を持たせている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学校法人昭和学院の資金収支及び事業活動収支は過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）均衡している。

資金収支の収入の部ではその主な財源である学生生徒等納付金及び補助金収入は令和 5 年度までは安定しており、教育活動による資金収支差額は収入超過であったが、令和 6 年度のこども発達専攻の入学生は定員の 50%、またヘルスケア栄養学科の入学生は定員の 60% と大幅な定員割れとなり、学生生徒等納付金及び補助金収入は減少した。しかし、施設・設備関係の大きな支出は、これまで計画的に積み立ててきた資金を充当しており、キャッシュフローに支障をきたすことはなかった。なお、借入れは行っていない。

事業活動収支差額及び経常収支差額は過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）のうち、令和 4 年度と 5 年度は収入超過となっているが、令和 6 年度はわずかに支出超過となっている。令和 6 年度については入学生の減少によって学生生徒等納付金が減少した結果である。

学院全体の貸借対照表の状況については、資産総額が増えており、健全に推移している。外部負債は年度末の未払金以外にはなく、貸借対照表及び事業活動収支計算書の主な財務比率等も健全な状態にある。

短期大学の教育活動収入は法人全体の約 10.0～10.9%を占め、逆に支出は 10.7～10.2%を占めている。

学校法人昭和学院は幼稚園から短期大学までを擁する総合学園であり、7 部門ある。部門平均は 14.3%である。平成 30 年以前は収入が 10～12%であるのに対して、支出は 14%台で推移し、これを超える年度もあって、短期大学の経常収支差額は支出超過が続いていた。これを改善するために、中長期財務計画をたてた。その結果、令和元年度は赤字を解消することができた。学生数が増えたことと、人件費が削減され、人件費比率が 70%から 55%まで低下したことが要因としてあげられる。経常収支差額の収入超過を 5 年維持することができたが、令和 6 年度はわずかながらの支出超過となった。

昭和学院短期大学

短期大学の存続を可能とするための 2 号基本金への組み入れは、毎年計画とおりに行われている。

退職給与引当金は退職金支給に備えるために、貸借対照表の注記のとおり期末要支給額と私立大学退職金財団の退職資金交付相当額を個別に見積もって計上しており、毎年引き当てられている。

資産運用については、「学校法人昭和学院資金運用に関する取扱規程」を整備しており、それに基づいて適切に運用されている。

過去 3 年間の教育研究経費比率は法人全体で令和 4 年度 31.1%、令和 5 年度 30.5%、令和 6 年度 32.9%と 20%程度を超えている。また、短期大学は令和 4 年度 37.0%、令和 5 年度 35.7%令和 6 年度 32.2%と 35%前後であり適切に支出されている。

教育研究用機器備品及び図書等の学習資源については所要の経費を支出している。令和 6 年度は図書館システムの更新にあたって 400 万円、Web デザイン授業のためのソフトのサブスクリプション費用（1 年間）、PC 等を購入した。図書費については 100 万円前後使用している。施設設備については一時的に高額な予算を必要とする場合もあるので、計画的な予算管理の下に資金配分を行っている。

経理業務に対して定期的に会計監査人の助言があり、その都度対応するなど、会計監査人の監査意見への対応は適切に行っている。

学校債の発行は行っていないが、寄付金の募集については、昭和学院の各学校の教育の振興と教育環境の充実のため、教育振興資金寄附金の募集を行っており、適正に処理されている。

入学定員充足率は、令和 5 年度入学生までは人間生活学科キャリア創造（旧生活クリエイション）専攻では過去 5 年間 117~137%、こども発達専攻では 95~113%であり、人間生活学科としては 103~116%である。また、ヘルスケア栄養学科では 80~125%である。短期大学全体としては 105~119%である。収容定員充足率については、短期大学全体としては 104%~111%であり、妥当な水準となっていた。

しかし、令和 6 年度の入学生についてはこども発達専攻で大きな定員割れとなり、ヘルスケア栄養学科についても令和 5 年度が定員超過だったため、指定校などで調整したところ、令和 6 年度入学生についてはこちらも大きな定員割れとなった。令和 7 年度入学生については人間生活学科こども発達専攻では令和 6 年度より 80%増加し、定員 60 名のおよそ 87%のおよそ 50 名を確保することができた。しかし、ヘルスケア栄養学科では令和 6 年度より落ち込み定員 80 名の 50%の 41 名だった。短期大学全体としては令和 6 年度より増加したが、定員 170 名の 74%だった。

学校法人及び短期大学は、中・長期に基づいた毎年度の事業計画と予算について、関係部門の意向を 11 月~12 月に集約し、3 月に評議員会の意見を聴取した後、理事会で決定している。

3 月の理事会で決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

予算執行に当たって設備備品については原則として 3 社から合い見積もりをとり、品質、仕様、値段等を適切に判断して執行している。消耗品についても無駄をなくし、実効性ある予算執行を心がけている。また、予算執行に際して 10 万円を超える案件については事前に稟議書を作成して学長、理事長の確認を得る、その他のものについても最終的に学長が確認

印を押印している。

日常的な出納業務については月単位で締め日を設けて、経理担当者が全教職員にメール伝達をして、速やかに経理処理が行われるよう促している。予算執行状況については経理責任者が理事長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、学校法人昭和学院資金運用に関する取扱規程に従って、資産等の管理台帳、資金出納簿に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

月次試算表を毎月経理担当者が作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、人間生活学科キャリア創造専攻とこども発達専攻、及びヘルスケア栄養学科の 2 学科 2 専攻を擁している。いずれの学科・専攻においても、明敏謙譲の建学の精神の下に、時代の要請に即したカリキュラムと社会に直結した学び、そして国家資格（保育士、栄養士、教員免許）など社会で役立つ資格の取得を柱に、質の高い教育を行う一方、少人数制のきめ細かな指導で、一人一人の学生を大切に、豊かな心を育み、卒業時には自立した社会人として活躍できる人材を育成し、就職率 100% を 8 年維持して地域・社会に貢献してきた。

本学は職業教育と高い就職率、また卒業生の地元での活躍が評価されている。キャリア創造専攻における、現代的な人間生活に基づいた、ファッション、ブライダル、フード、エアラインの分野や、こども発達専攻の保育者、さらに、ヘルスケア栄養学科の栄養士は人間生活に必須であり、Society5.0 の時代になっても必要とされる職業である。したがって本学の将来像は、この 2 学科 2 専攻の内容をさらに充実させ、学生の学修成果の獲得を確実なものにすることで、地域社会に貢献できる人材を育成し続けることである。本学教職員は将来像を共有し、具体的な目標と計画の下に日々努力している。

本学の強み・弱みなどの環境分析は、学校法人昭和学院 5 か年計画（令和 5 年度～9 年度）を策定する際 SWOT 分析を行っている。これらを踏まえて令和 5 年度の事業計画に反映されている。

学校法人昭和学院は、教育活動資金収支差額が令和 4 年度～令和 6 年度の 3 か年におい

て黒字である。外部負債は未払金だけであり、約定年数以内に返済可能である。また修正前受金保有率は100%を超えており経常収支差額も5か年黒字である。その黒字幅が10%未満であることから、経営判断指標はA3となる。

短期大学では中期計画において「収支のバランス」を最優先課題の一つに掲げて改善を図ってきた。高校生のニーズに即した魅力的な教育内容で入学生を確保する一方で、長年指摘されてきた学生数に比して人件費が過多である点を、教職員の定年に合わせて、適性化を図ってきた。その結果、段階的に赤字が解消され、令和元年度以後教育活動収支差額は黒字であった。しかし、少子化の影響による影響が予想を超え令和6年度から入学生確保が厳しくなっている。今後は教育の対象を社会人等に拡大し、また、学びの内容も広げて学生の確保につなげたい。

学生募集については、学生募集委員会が中心となってオープンキャンパスを実施し、教員による高校訪問を行っている。またホームページやライン等による広報や学校案内、募集要項などを配布して周知を図っている。

本学の学納金は授業料、施設費の他に教育諸費・実験実習費も含めて計画し、明確に示されている。また、学校案内、学生募集要項、ホームページ上に掲載している。なお、経済的に困難な学生については分納や延納等に配慮している。

人事計画は、教職員の定年や任期に合わせて新規の採用を検討し、中・長期的な展望に立って、必要な人材を採用している。

施設設備の将来計画として、PCについては概ね5年で更新できるように予算を計画的に編成している。また、校舎の耐震工事は完了している。学生寮は入寮希望者が年々少なくなっていたため、令和2年度末で廃止した。短期大学の建て替えに関しては、原則として毎年3,500万円の基本金組み入れを行っている。

外部資金の獲得については、私立大学等改革総合支援事業に継続的に応募して、補助金の獲得を目指している。タイプ1について連続12年採択された。また、大学コンソーシアム市川の参加校として、プラットフォーム型にも連続6年採択された。

科学研究費助成金については、令和6年度は1名が獲得している。また、寄付金については、毎年パンフレットを配付しているが、令和元年度と2年度は昭和学院創立80周年記念事業として特別な寄附金を募った。

先に述べたように、令和2年度で廃止となった寮が遊休資産となるが、それについては今後どうするかを検討している。

短期大学全体及び学科ごとの適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスについて、損益分岐点分析を行って検討している。

令和5年度の損益分岐点分析では、340名の定員に対して332名の学生を必要としている。ヘルスケア栄養学科とこども発達専攻の定員確保が課題である。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、学長が教授会等で説明している。危機意識の共有ができているため、学生募集強化の必要性や、具体的なアクションプランに対して協力が得やすい状況にある。

ヘルスケア栄養学科と人間生活学科こども発達専攻の入学生確保が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は東京大学法学部を卒業し、農林省に入省後、林野庁長官等を歴任している。平成19年に昭和学院の理事長に就任して以来今日まで、教育に対する高い見識と熱意をもって、各校の建学の精神・教育理念、教育目的・目標を体現すべく日々経営責任を果たしている。

理事長は伊藤記念ホール、短期大学附属図書館、短期大学学生センター棟、昭和学院中学校・高等学校の新築等今日の昭和学院の基盤を築き、低迷していた小学校や危機的な状況にあった短期大学を、時代の要請に即した教育の観点から立て直し、学校法人の発展に大きく貢献してきた。

学校法人昭和学院寄附行為第12条「理事長の職務」に、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。理事長は、学内外の状況を把握し、適正な理事会運営により業務を決定している。決定した業務の執行に当っては、リーダーシップを発揮して健全な管理運営を行うよう、日々業務を総理している。教職員の各種会議に陪席し、日頃から教職員とのコミュニケーションをとるなど、学校の日々の活動状況の把握に努め、また、別キャンパスにある昭和学院秀英中学校・高等学校の状況については、絶えず校長等と連絡を取り合い、学院の動向や情報の共有を図っている。

【区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事会は業務決定機関及び監督機関として、評議員会は諮問機関として、監事及び公認会計士は監査機関として、それぞれの機能を適切に発揮している。併せて内部監査制度を置き、所謂三様監査の体制を取っている。

短期大学の運営に当っては、理事会において学長を選任し、折に触れ学校法人運営の方向性を学長に示達している。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であり、学校法人昭和学院寄附行為第17条の規定に従い、適切に開催されている。理事長は、理事会の開催に当り、設置する各学校の長をはじめ、広く学院全体から意見等を聞き、教育活動充実のための施策を提案・審議し、業務を決定している。また、業務の執行状況について理事会の開催ごとに各学校の状況を報告し、理事会が学校法人の最高意思決定機関及び理事の職務執行の監督機関として万全に機能するように運営している。

学校法人昭和学院寄附行為の第17条「理事会」の第3項に「理事会は理事長が招集する。」と定め、第7項に「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と定め、これまでに開催されたすべての理事会を理事長が招集し、議長を務めている。

理事会は認証評価について学長より詳細な報告を受けている。また、理事長にあっては長

年短期大学基準協会の評価員を務め、チームリーダーとして様々な短期大学の評価にあたり、短期大学教育の発展に貢献してきた。同時に本学の自己点検について、折に触れて的確な指導をし、認証評価に際してリーダーシップを発揮している。

理事会は、短期大学の発展のために、社会的・時代的ニーズを把握し、国、公共団体等の政策等を理解し、適切な情報の収集を行っている。収集した情報は理事会で報告されている。理事長にあっては、私学団体及び地域団体（市川市公平委員会委員長、市川市市政戦略会議会長）等の役員を歴任し、各種の会合等に出席し、広範囲にわたる適切な情報の収集・発信に努めている。

理事会は寄附行為の定めるところにより、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

理事会及び理事長は学校法人及び短期大学の運営に必要な、組織・総務、人事・給与、財務等に関する諸規程を整備している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事会は、7名の理事で構成され、理事長のほか、内部理事として短期大学学長及び設置する学校の長と事務局長の中から3名を選任している。外部からの理事には、企業経営及び私学理事長の経験者を選任するなど、社会的・教育的に高い見識と経験を持ち、学校経営にも適切な人材を任用し、学校法人の運営を行っている。

理事は、私立学校法第38条及び寄附行為第7条の規定に基づき選任されている。

学校教育法第9条（校長、教員の欠格事項）の規定は、学校法人昭和学院寄附行為第11条第2項第3号に準用している。

令和7年4月1日に私学法が改正され、それに伴って本学院の寄付行為も開催された。令和7年度以後は理事選任機関により適切に選任され、理事の選任に際してあらかじめ評議員の意見を聴く。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

常に時代の先を行く質の高い教育を目指し、自ら長年に亘り認証評価委員として、短期大学の質の向上に尽力した。また、多くの情報を集めて、教育改革と取り組み、本学においても理事長のリーダーシップの下に私立大学等改革総合支援事業のタイプ1に連続12年採択されている。

理事長は短期大学の連絡協議会および教育改革委員会のメンバーとして、リーダーシップを発揮して、短期大学の新たな方向性と積極的に取り組んでいる。

理事長は地元千葉県と市川市に貢献することを短期大学の目標の一つに位置付け、学院の敷地を市民の憩いの場として提供している他、率先して子育て支援センター、公開講座を開設し、市川シビックロータリークラブと市川市小学生朝食選手権を共催するなど、地域貢

献に尽力している。なお、市川市小学生朝食選手権は平成 29 年 2 月に「平成 28 年度優れた早寝早起き朝ごはん運動の推進にかかる文部科学大臣表彰」を受けた。

〔テーマ 基準IV-B 教学運営〕

〔区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

昭和学院短期大学教授会規程」第 3 条に教授会は学長が教学関連事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとするあり、教学関連事項として 12 項目があげられている。この規程を根拠に学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

現学長は、平成 28 年 2 月に山本理事長の推薦を受けて第 6 代学長として就任した。短期大学の教員としての経歴は長く、お茶の水女子大学大学院を修了後 40 年に亘って短期大学で教育・研究及び様々な校務を経験してきた。学識に優れ、大学運営に関して識見を有すると認められ、人格者として、これまで培ってきた教育・研究活動、学校運営上の経験を生かし、昭和学院短期大学の発展のために尽力している。

学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学生の学修成果等に関する問題点を改善するための予算を講じている。また、教育の質の向上を目指して、全専任教員にティーチングポートフォリオの提出を義務付けており、授業の PDCA サイクルに則った授業実施報告書を含めて年度末に確認している。さらに、私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1 に連続 12 年、採択されている。

教員の研究活動に関しては、学内の研究を奨励するために紀要を毎年発刊している。また、学長は教員の学会出席を奨励し最新の情報を得て研究活動を行うことを推奨している。教員には毎年 7 月までに当該年度の研究計画の提出と、年度末の研究成果概要の報告を義務づけ、点検している。

学生に対する懲戒の手続については、昭和学院短期大学学則第 65 条に懲戒の規定があり、昭和学院短期大学学生懲戒規程でその手続きを定めている。

学長は、学則第 55 条「職員組織」の第一項にある「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。」を根拠に校務を遂行している。中期計画と経営改善計画に則って、毎年度の事業計画を基に年次計画の方針を定めて、各学科・専攻長及びセンター長、事務長の具体的な年次計画策定に際して、教育と経営の方針を明確に示している。短期大学及び各学科・専攻・センター・事務部の具体的な方針と計画は、毎年 4 月の教授会で審議の上、決定される。これにより学長の方針に従って、教職員は機能的に組織活動を行うことになり、教職員の統督を可能にしている。また、日々教職員と良好なコミュニケーションをとって、各部門の業務遂行が円滑に進むように努めている。

菅沼学長は、昭和学院短期大学学長選任規程を根拠に、山本理事長の推薦により、理事会において全員一致の承認を受け、また評議員会の同意を得て選任された。

学長は監督官庁から発出される種々の通知を全教職員で共有し、教学運営について、連絡協議会や教育改革委員会、教授会で審議し、その意見を参酌して職務遂行に努めている。

昭和学院短期大学

教授会については本学の学則第 57 条に定められており、それを受けて「昭和学院短期大学教授会規程」を設けている。学長は、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として位置づけ、規定に基づいて適切に運営している。

学長は教授会が意見を述べる事項を「昭和学院短期大学教授会規程」第 3 条等に定め、教授会に周知している。

学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び学長自らが必要と定めた教育研究に関する重要事項については、「昭和学院短期大学教授会規程」第 3 条と「昭和学院短期大学学位規程」に基づき、教授会の意見を聴取した上で、学長が決定している。

教授会は、教授会規程に基づき、学長が招集して議長となり、夏季休暇を除く月 1 回の定例会議の他、必要に応じて臨時教授会が開催されている。毎回教授会の議事すべてを録音し、教授会資料を含む議事録にしたため、議事録署名人である学科長・専攻長による署名の上、最終的には学長が確認している。教授会議事録は 5 年間保管することになっている。

教授会において、建学の精神に基づき、各学科・専攻の 3 つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を一体的に定めている。また、建学の精神及びディプロマ・ポリシーから、本学が育成する学修成果を導き出し、学修成果カリキュラムマップや学期ごとに学生が獲得した学修成果については毎年教授会で審議されている。学修成果獲得に向けた学科・専攻又は科目レベルでの PDCA サイクルは常に確認され、教授会において見直されている。また、3 ポリシーに基づいて、教育の質保証に関する短期大学レベルでの学修成果のアセスメントが教授会で確認されている。以上のことから教授会において学修成果と 3 つの方針に対する認識は共有されている。

本学の教育上、管理運営上必要とされる委員会は、教授会の下にセンターを設置し、その下に委員会を設けている。それぞれ本学の委員会規程に基づき、適切に運営されている。また、委員会及び各学科・専攻間の連携を密にするための組織として、連絡協議会を設けている。

学長直轄の委員会として教育改革委員会を設け、学生の学修成果等に関する改善方策を審議している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事には、地域行政に深い理解と経験を持った監事及び国の教育行政に高い見識と経験を持った監事を選任し、大所高所からの判断と実効的な意見を得ている。

学校法人昭和学院寄附行為第 16 条第 1 項に法人の業務を監査する事、第 2 項に法人の財産の状況を監査する事、第 3 項に理事の業務執行状況を監査すること、また、第 7 項に「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の執行状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定されている。令和 6 年度理事会・評議員会は延べ 4 回開催され、監事が意見を述べている。

現在の監事は令和 6 年度までの寄付行為の下に、理事会決議で候補者を決め、それに評議員会で同意し、理事長が選任したが、令和 7 年度からは理事会で候補者を決め、評議員会決議でその候補者を監事に選任することになる。

監事は、会計業務が学校法人会計基準に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを監査している。さらに、取引記録等の妥当性の検証、資經常収支差額産については実在性を、基本金については合目的性を、予算については資金収支及び事業活動収支の妥当性を検証し、期末の財政状態を確認し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況を報告している。監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況または理事の業務執行の状況に関して、不正事項又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められないこと、会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していると認められること、財産目録及び計算書類は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支及び財産状況を正しく示していると認められることの記載が、毎年度理事会・評議員会の資料に添付されており、監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員は、寄附行為第 20 条において定数 15 人以上 21 人以内と規定され、現在、理事定数 7 人を超える 16 人の評議員が選任されている。

学校法人昭和学院寄附行為、第 24 条、第 25 条及び第 26 条において選任方法、任期及び解任・退任の規定がある。

評議員会は寄附行為第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定に基づいて開催され、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 23 条の規定に基づき、諮問機関としての機能を適切に果たすよう運営されている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

令和 6 年度までは会計監査人についての定めはないが、私学助成を受けるために私学振興助成法 14 条 3 項により会計監査人設置と同等レベルの義務が課されており、本学院はそれを遵守し、適切に業務を行っている。令和 7 年度以後は新寄付行為に基づいて、会計監査人に関する定めによって業務が遂行されることになる。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

令和7年度以後は新寄付行為に基づいて、会計監査人に関する定めによって業務が遂行する。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

＜区分 基準IV-D-1 の現状＞

学校教育法施行規則の規定に基づいて、本報告書の「基礎資料(6) 短期大学の情報の公表について」のとおり、教育情報を本学のホームページに公表している。

私立学校法の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書及び役員名簿等を公開している。学校法人昭和学院のホームページ上で財務情報の閲覧が可能であり、本学ホームページにもリンクしている。また、これらの財務資料は法人本部にも備えており、直接閲覧することもできる。寄附行為と役員報酬規程は昭和学院のホームページ上で閲覧ができるようになっている。

情報公開は、学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるようにしていく観点から、かつ、ガバナンスの透明性・健全性を担保するという意味からも、積極的に公開し、適正な理解が得られるよう努めている。

昭和学院ガバナンスコードは点検結果とともに、ホームページに公開している。

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の課題＞

特になし

＜テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項＞

特になし

＜基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画